

災害予防編（共通）

第1部	総則	P
第2部	組織体制計画	P
第3部	情報通信広報計画	P
第4部	防災関係機関の連携推進計画	P
第5部	避難対策計画	P
第6部	医療救助計画	P
第7部	交通・輸送計画	P
第8部	食糧・物資調達供給計画	P
第9部	保健衛生対策計画	P
第10部	共助協働推進計画	P
第11部	住宅対策計画	P
第12部	文教対策計画	P
第13部	農業災害対策計画	P
第14部	被災者支援計画	P
第15部	ライフライン対策計画	P

災害予防編（共通）

第1部

総則

第1章 計画作成の目的

第1節 目的

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、鳥取県の地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、県、市町村、指定地方行政機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を含め、防災に関する基本的事項を総合的に定めて防災活動を総括的かつ計画的に推進することにより、県土及び県民の生命・財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

【「災害」の定義】

〔災害対策基本法第2条第1号〕

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害

〔災害対策基本法施行令第1条〕

政令で定める原因：放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故

第2節 県の自然条件の特性と既往の災害

鳥取県は、日本列島本州の最西端「中国地方」の東北部に位置し、東西約120キロメートル、南北約50キロメートルの東西にやや細長い県である。北は日本海に面し、南は標高1,000～1,300メートルの中国山地が連なっており、気候は温暖であるが、梅雨期、台風期の降雨、冬期の降雪があって、降水量の比較的多い日本海型気候に属する。

我が国では近年、大規模地震が頻発し、活断層を震源とする直下型の地震はいつどこで発生してもおかしくないと言われている。本県では、昭和18年に県東部の吉岡・鹿野断層を震源とする鳥取地震、平成12年に県西部の断層を震源とする鳥取県西部地震、平成28年には鳥取県中部地震が発生したが、我が国では近年大規模地震が頻発し、活断層を震源とする直下型の地震はいつどこで発生してもおかしくないと言われている。直下型の地震が発生した場合、千代、天神、日野の三大河川の流域に形成された平野部や弓ヶ浜半島は地盤が軟弱で揺れやすいことから、甚大な被害が発生することが予想されている。また、本県は日本海に面し、過去に日本海で発生した地震による津波の発生もあることから、津波への備えも講じておく必要がある。

本県は、中国山地から日本海に流れ出る河川が急峻で、水量が短時間で急激に増加するおそれがあること、大山の噴火による火山灰土や、花崗岩が風化した真砂土に広く覆われており、土砂崩れが発生するおそれが大きいことなどから、過去何度も大雨による被害を受けている。近年全国各地で、過去に経験したことがないような極めて激しい集中豪雨や、梅雨前線、大型の台風などによる大雨が発生するとともに、豪雪や暴風などにより、甚大な被害を引き起こしていることから、風水害、雪害への防災体制の整備が必要になっている。

さらに、昭和27年に発生した鳥取大火は、中国山地を越えて暖かく乾燥した風が吹きこむフェーン現象の下で発生したもので、春先に南からの強い風が吹きやすい本県では、大規模な火災の発生も警戒する必要がある。

第3節 計画の構成

鳥取県地域防災計画は、「災害予防編（共通）」「災害応急対策編（共通）」「震災対策編」「津波災害対策編」「風水害対策編」「雪害対策編」「大規模事故対策編」「原子力災害対策編」からなる。なお、「資料編」を別に定める。

第4節 計画の基本方針

1 基本方針

平成21年に制定した「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」に定められている防災及び危機管理に関する基本的な考え方や、県民、事業者、市町村、県及び国の機関の責務に基づき、総合的、かつ、計画的に災害対策を推進し、災害及び危機から県民の生命、身体及び財産を守り、安全に暮らすことのできる地域社会を実現するものとし、下記の諸点を基本として、計画の作成及び運用を行うものとする。

- (1) 災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づく災害対策の実施
- (2) 県民、事業者及び市町村、県等の防災関係機関それぞれの役割と相互連携
- (3) 県民、事業者の自助、共助の取組の促進
- (4) 防災関係機関相互の協力
- (5) 災害に強いまちづくりの推進
- (6) 関係法令の遵守
- (7) 女性、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）をはじめとする県民の多様な意見の反映

具体的には、次に掲げる項目に配慮するものとする。

- ア 実施体制について、どちらか一方の性別に偏ることなく、両性の意見が十分反映できる構成とすること。
- イ 意志決定、住民ニーズの把握などを行う場合は、対象となる被災者についてどちらか一方の性別に偏ることなく、被災者の声、意見、要望などを十分反映すること。
- ウ 災害時の応急対策や避難所等での救援対策について、病気や障がいの有無、性別、国籍、宗教等による違いなどを十分反映した対策とすること。

2 市町村地域防災計画

この計画等を参考にして、市町村は災害対策基本法第42条の規定に基づき、それぞれの区域におけるより効果的かつ具体的な防災活動に資するための市町村地域防災計画を作成しなければならない。

第5節 その他の法令に基づく計画との関係

災害対策基本法第41条に掲げる防災に関する計画は、この計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。なお、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づく「鳥取県国土強靱化地域計画」は、本計画の指針の一つである。

第6節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

第7節 計画の周知徹底

防災関係機関は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により、この計画の習熟並びに周知徹底に努めなければならない。

1 防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、防災に関する教育及び訓練を実施するものとする。

2 防災広報の徹底

防災関係機関は、地域住民の防災に対する知識の普及・意識啓発のため、あらゆる機会をとらえ、広報媒体を利用した広報の徹底を図るものとする。

第8節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 市町村地域防災計画作成の目的
- 2 市町村地域防災計画の構成
- 3 市町村地域防災計画の基本方針
- 4 その他の法令に基づく計画との関係

第2章 防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び災害教訓の伝承

（県危機管理局、県令和新時代創造本部、県交流人口拡大本部、県福祉保健部、県子育て・人材局、県県土整備部、県教育委員会、市町村、防災関係機関）

第1節 目的

この計画は、県、市町村及びその他防災関係機関等が、その職員及び住民に対し、防災意識の高揚及び災害の予防又は災害応急措置など防災知識・技術の普及啓発を図り、災害教訓を伝承していくことで、より効果的な災害対策の実施を図ることを目的とする。

第2節 実施方針

1 実施責任者

県、市町村及び防災関係機関は、住民及び各々の組織の職員等に対し、災害予防及び応急対策に万全を期するため、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚及び災害教訓の伝承を図るものとする。

2 実施方法

（1）体験・参加型防災イベントの開催

県、市町村及び防災関係機関は、県民の防災・防犯意識の向上及び防災機関のさらなる連携を図るため、体験・参加型防災イベントとして「とっとり防災フェスタ」等を開催する。

イベントの基本方針は以下のとおりとし、できる限り県民参加を促すよう配慮するものとする。

ア できるだけ県民が参加しやすい開催地・開催日時を選定する。

イ 開催地の特性を活かした防災訓練を実施する。（例：市街地や大規模集客施設等における避難訓練・救助訓練等）

ウ 防災・防犯に関し、県民への意識啓発や技能向上に寄与する体験・参加型の企画を実施し、地域防災力の向上を図る。

エ 地域や学校の取組み等、他の模範となる事例を紹介する機会を設け、他の地域・学校等への波及を図る。

オ 計画段階から地域と協働して安心安全な地域づくりの動機付けを行う等、一過性のイベントとならないよう留意する。

カ 特に防災活動に関わりの低い県民にとって、防災意識向上の契機となるよう最大限の配慮を行う。

（2）防災研修会、防災講演会等の開催

県、市町村及び防災関係機関は、防災研修会や防災講演会等を開催し、防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚に努める。なお、県においては、防災マップづくりやそれを踏まえた避難訓練等の住民が主体となった防災活動への取り組みを促進するため、鳥取県自主防災活動アドバイザーの派遣等積極的な支援を行い、市町村においては、住民が防災活動への取り組みをしやすい環境づくりに努めるものとする。

~~（3）防災教育の推進~~

~~第1部第5章「防災教育」を参照。~~

（3.4）広報媒体の活用

県、市町村等は、新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ、SNS、広報誌、パンフレット及びリーフレット等を活用して住民等に対して効果的な広報等を行い、防災に関する知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図るものとする。

なお、県は、危機管理局ホームページ等により、災害に対する日ごろの備えや、災害が発生した際にとるべき適切な行動、災害の切迫度に応じた5段階の警戒レベル等についての普及啓発や気象等の特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報等の情報及び津波警報等の地震・津波に関する情報の提供を積極的に行うこととする。

また、広報を行う際には、避難の際に安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等への避難（分散避難）も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進等に努めるものとする。

~~（4.5）報道機関との連携~~

県、市町村は、報道機関と連携し、地域のハザード情報などを加えた災害報道や防災情報を県民に伝わりやすく発信する手法等について研究等を行う。

また、山陰両県の県及び市町村、ラジオ局（エフエム山陰、山陰放送）等が参画している「災害防災情報発信協議会」では、行政、公共機関、ラジオ局が連携し、ラジオを活用した災害時の情報発信や啓発番組の製作等に取り組む。

~~（5.6）体験型施設等の活用~~

県・市町村等は、災害体験型施設等を活用して住民等に自然災害（地震や台風など）の怖さ、備え方などを効果的に伝え、防災意識の高揚を図るものとする。

ア 県内の体験型施設等

~~（ア）県保有起震車（愛称 グラットくん）~~

- ・震度1から震度7まで9つの震度階の揺れを再現可能
- ・関東大震災等の過去の大地震の再現に加え、近い将来発生するとされている東海地震等を想定した揺れを再現可能

(イ) 鳥取県西部地震展示交流センター

- ・鳥取県西部地震をはじめ災害に関する各種資料や写真等を展示するとともに、同地震の教訓を後世に伝承

イ 近県の体験型施設等

- ・人と防災未来センター（兵庫県）
- ・宍粟防災センター（兵庫県）
- ・徳島県立防災センター（徳島県） など

(6.7) 消防団及び自主防災組織との連携

県、市町村等は、消防団及び自主防災組織が自ら開催する防災研修会・訓練等の機会をとらえて防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図るとともに、消防団及び自主防災組織に防災研修会・訓練等の開催を積極的に働きかけ、消防団と自主防災組織とが連携した体制の構築を促進するものとする。

(7.8) 要配慮者に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

県、市町村等は、要配慮者に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚については、それぞれに適した方法により行うものとする。

ア 視覚障がい者 点字パンフレット、音声読み上げ機能に配慮したホームページ作成、音声教材等

イ 外国人 外国語版パンフレット等

ウ その他 要配慮者の態様に応じたわかりやすいパンフレット等

(8.9) 男女共同参画等の視点を入れた普及啓発

被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮した普及啓発に努めるものとする。

また、県及び市町村は、災害発生後に避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

(9.10) 災害教訓の伝承

県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

県及び市町村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、県民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

(10.11) ハザードの見える化や住民主体の避難基準の取組みの推進等

県は、市町村と協力し、河川の浸水CGやVR映像等を作成する等し、県民がハザード災害を見ることができるとする取組み等を推進するものとする。

また、住民主体で避難基準を作成し、住民一人ひとりの主体的な早期避難ができるよう避難スイッチの取組みやマイ・タイムラインの作成、住民が避難等を判断するための情報を得られる仕組みの整備等をより一層推進していくものとする。

3 実施時期

普及内容により、イベントは過去に大きな風水害等が発生した日や各種の防災週間・月間などの効果的な時期を選んで行うものとする。また、内容に応じて、年間を通して計画的に実施するものとする。

	各種防災週間等	期 日
1	防災の日	毎年9月1日
2	防災週間	毎年8月30日から9月5日まで
3	水防月間	毎年5月1日から5月31日まで
4	土砂災害防止月間	毎年6月1日から6月30日まで
5	山地災害防止キャンペーン	毎年5月20日から6月30日まで
6	防災とボランティアの日	毎年1月17日
7	防災とボランティア週間	毎年1月15日から21日まで
8	鳥取県中部地震発生の日（平成28年10月21日発災）	毎年10月21日
9	鳥取県西部地震発生の日（平成12年10月6日発災）	毎年10月6日
10	鳥取地震発生の日（昭和18年9月10日発災）	毎年9月10日
11	雪崩防災週間	毎年12月1日から7日まで
12	津波防災の日	毎年11月5日

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 市町村による防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚施策の推進
 - (1) 防災研修会、防災講演会等の開催
 - (2) 新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ、広報誌、パンフレット及びリーフレット等の広報媒体の活用
 - (3) 体験型施設の活用
 - (4) 消防団及び自主防災組織との連携
 - (5) 避難行動要支援者に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚
 - (6) 災害教訓の伝承

第3章 防災訓練

（県危機管理局、県福祉保健部、県県土整備部、警察本部）

第1節 目的

~~この計画は、下記に関する事項を目的として実施するものである。~~

- ~~・防災関係機関の平時からの組織体制の機能確認、評価、実効性の検証~~
- ~~・防災関係機関相互の協力の円滑化~~
- ~~・防災関係機関の日常の取組みを検証、評価~~
- ~~・県民の防災に関する意識の高揚と知識の向上~~

この計画は、県・市町村及び防災関係機関が実施する防災訓練を通じ、災害時の応急対策に関する検証等を行うとともに、住民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

第2節 基本方針（~~防災訓練を実施する場合の指針~~）

1 実践的、効果的な訓練の推進・評価

（1）準備段階

- ~~→訓練の準備にあたっては、防災関係機関、住民の役割を確認し、実践的なシナリオ（状況設定、被害想定、応急対策事項）をより実践的に作成する。~~
- ~~・防災関係機関、住民の役割を確認~~
- ~~→また、訓練を通じて問題点等の把握抽出発見に努め、防災体制の実効性の検証を実施するものとする。~~
- ~~→併せて、想定される事態の発生頻度や被害規模等に配慮して効率的に訓練を実施するよう努めるものとする。~~

（2）訓練方法

- ~~→訓練の目的等を踏まえ、実動訓練、図上訓練等により行うものとする。~~ ←実際の判断・行動を伴う方式で実施

（3）訓練終了後

- ~~各訓練の実施結果について検討・評価を行い、課題等を明らかにし、今後の防災体制の改善に反映させるものとする。~~
- ~~・問題点の取りまとめ（シナリオ作成途上で判明したもの、参加者からの意見聴取等）~~
- ~~・訓練の客観的な分析・評価（参加者からの意見聴取等による効果測定）~~
- ~~・課題等の明確化~~
- ~~・訓練の在り方、マニュアル等の見直しを行い、実効性のある防災体制の維持、整備~~

2 広域的な訓練の推進

- ~~→消防、警察、自衛隊等と緊密に連携し、相互に締結した協定等に基づく応援訓練等、広域的なネットワークを活用した訓練をの実施するものとする。~~
- ~~→相互に締結した協定等に基づく応援訓練の推進~~

3 広報の充実・県民参加型訓練の工夫・充実

- ~~→訓練に、県民が積極的に参加できるように訓練内容を工夫するとともに、→充実~~
- ~~→報道機関マスコミと連携を図り、防災訓練の広報の充実を図るものとする。~~
- ~~→また、訓練の内容の検討にあたっては、県民に対する防災に関する知識習得、意識啓発の機会となるよう工夫するものとする。~~

4 計画的な訓練の推進等

~~災害対応にあたる職員に対して、日頃から災害対応に係る知識や技能の習熟を図るための自己研さんに努めるよう促すとともに、研修を実施する等して、災害対応に係る手順等の理解促進を図るものとする。~~

~~また、訓練の実施に際しては、目的や対象者の習熟度等を踏まえ、段階的に訓練の難易度を設定して実施する等、計画的に行うよう努めるものとする。~~

- ~~・各種図上訓練等による計画的な訓練の実施~~
- ~~・目ごろからの自己研さん・自己啓発~~
- ~~・防災担当者不在時のバックアップ体制整備~~
- ~~（各業務ごとに担当者不在を想定）~~

- ~~→組織的な体制作り~~
- ~~→防災担当者の災害対応能力の向上~~

5 ~~訓練後の評価等~~

~~県、市町村及びその他防災関係機関は、各訓練の実施結果について検討・評価を行い、課題等を明らかにし、今後の防災体制の改善に反映させるものとする。~~

第3節 訓練計画

訓練の企画立案並びに実施に当たっては、地域の特性や季節的な要因等を考慮するとともに、防災関係機関、地域住民等の参加を得て、より実践的なものとなるよう努めるものとする。

1 総合防災訓練

(1) 訓練の意義

以下のとおり、災害発生時においては、の初動体制を直接に担う県・市町村・防災関係機関が連携し、が関係防災機関、住民の、事業所等との連携、協力を得ながら、地域の防災力を体制が十分その機能をに発揮するよう努めることが必要である。

また、連携や協力体制を強化するには、これらの機関等が各々の役割について十分に相互理解を深めることが重要である。このため、

一県の主催する総合防災訓練は、県、市町村及び防災関係機関が連携した総合的な実動訓練とするとともに、自主防災組織や自治会活動に参加していない県民、特に若年層に焦点をあて、より多くの県民がオープンに参加し、自ら体験できる防災訓練要素を盛り込み、防災フェスタと称して実施する。

→自衛隊、海上保安庁等の関係機関と協力

→自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、地域住民等と相互に適切な役割分担

(2) 地域の実情に応じた訓練

→過去の災害履歴等を踏まえ、特に訓練の必要性が高い災害を想定する等、

→地域の実情に即したて訓練を実施するものとする。

(3) 住民が防災を考える機会の提供

→訓練の実施にあたり、地域住民の意見、提案等が反映されるよう努めるものとし、る（計画作成、結果分析、評価）。

→住民が災害発生時の行動について考える機会となるよう、訓練内容、住民参加、広報の方法や形態について工夫するものとする。

（県民が災害発生時の行動の在り方について考える機会となる）

(4) 地域住民等の連帯による自主的な防災訓練の普及推進（地域防災力の向上）

地域住民等が連帯した自主的な防災訓練の取組が広がるよう、次の点に留意するものとする。

・幅広い層の住民が参加する訓練の普及に努める。

・地域の防災拠点（学校等）における訓練実施の推進

・事業所、ボランティア等が実施する訓練に住民や他の関係機関が参画する取組の推進

(5) 防災知識の普及・災害に強いまちづくりの推進

→防災知識の普及を図り、災害に強いまちづくりを実現するため、過去の災害の教訓の伝承など地域の自然的・社会的条件に関する正しい知識の普及に努めるとともに、家屋の耐震構造の強化等について積極的に周知を行う。（過去の災害の教訓を伝承）

・家屋の耐震構造の強化等について積極的に周知

(6) ボランティア団体等との連携

→ボランティア団体等に対して、訓練への参加を求め、可能な限り連携するように努める。

(7) 集中豪雨時等における情報伝達及び避難行動要支援者の避難訓練

→集中豪雨発生時等の情報収集、避難指示等の発出及び住民に対する情報伝達に加え

→高齢者等の避難行動要支援者への情報伝達、避難支援、救出を考慮した訓練を実施するよう努めるものとする。

(8) 緊急地震速報を取り入れた訓練の実施

→訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等により、地震速報を受けて適切に行動できるよう訓練する。

(9) 実施要領の策定

→実施に当たり、災害の想定、実施場所、日時、実施種目等を示した「総合防災訓練実施要領」を策定

2 災害警戒本部、災害対策本部（現地災害対策本部、災害対策地方支部）運営訓練

県、市町村及び防災関係機関は、災害発生時における本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、情報収集、分析等本部の運営を適切に行うため、災害警戒本部、災害対策本部（現地災害対策本部、災害対策地方支部）運営訓練を実施する。

3 水防訓練

各水防管理団体は、水防訓練を実施しなければならない。

また、県は、県の主催により、住民の防災意識の高揚と普及啓発及び出水時における水防体制の万全を期するため、市町村、警察本部、消防局、国土交通省、その他関係機関、団体の参加、協力を得て、県下三大河川（千代川、天神川、日野川）を中心として年1回実施するものとする。実施時期、実施方法についてはその都度定めるものとし、その訓練項目は水防計画に定められているものを主体とする。

4 消防訓練

消防機関及びその他防災関係機関は、災害時において消火、救助活動に当たる消防機関の消防戦術上における活動を円滑にするため、消防訓練を実施するものとする。

訓練は、公設消防機関と自衛消防隊（防火対象物の権原者が組織するもの）が行うものとに区分し、実施時期等については、それぞれの機関において年次計画を樹立し、随時行うものとする。

5 避難救助訓練

市町村、消防機関及びその他防災関係機関は、それぞれの計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、必要に応じて警察本部、消防等関係機関の協力を求め、避難救助訓練を水防、消防等の防災訓練及びその他の災害防衛活動と併せて、又は単独で実施するものとする。図上訓練の実施に当たっては、避難場所、避難経路の確認、誘導方法等の訓練を実施するものとする。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場、事業場、劇場、百貨店、旅館等不特定多数の者が出入りする施設にあっては、受入れ者等の人命保護のため特に避難についての設備を整備し、消防計画に基づき訓練を実施する。

6 情報伝達訓練

県、市町村及びその他防災関係機関は、災害発生時に各種の情報が迅速かつ確実に伝達されるように、各設備及び機器等の習熟を図り、災害時を想定して情報の伝達訓練を行うものとする。訓練を実施する時期は、県、市町村等が調整を図って行うものとする。

7 非常通信訓練

県、市町村及びその他防災関係機関は、災害発生による有線通信の途絶、電力線の故障等の場合を想定し、非常通報を迅速、確実に伝送することに習熟するため、非常通信協議会において非常通信訓練を年1回以上実施する。訓練時期は、台風、雪害等の発生が予想される前に実施するものとするが、中央、地方協議会において実施される非常通信訓練との調整を図って実施するものとする。

8 非常招集訓練

県、市町村及びその他防災関係機関は、災害対策活動の従事者が有事に際し、短時間に参集できるよう、次の項目に留意して、非常招集訓練を実施する。

- (1) 招集対象者
- (2) 招集の基準及び区分
- (3) 業務分担、配置要領
- (4) 非常招集命令の伝達方法
- (5) 集合の方法、所要時間

9 救急医療訓練

(1) 県、消防局、医療機関その他防災関係機関は、災害時における救急医療を迅速、的確に行うため、避難救助訓練等と併せて、又は単独で救急訓練及び傷病者受入訓練等を計画実施するものとする。

(2) 訓練実施に当たっては、集団的に死傷者が発生した場合は人員等の資源が限られることを想定し、関係機関相互の連携に重点をおいて実施するものとする。

10 災害図上訓練（DIG）

県及び市町村等は、地域（自主防災組織、消防団、町内会、自治会等）、職域（学校、病院、事業所等）に対して、防災意識の高揚及び地域防災力向上のために、災害発生時を想定して対応・対策等を考える災害図上訓練を推進し実施するものとする。

11 避難所運営訓練

市町村は、災害時の避難所（二次避難所）の円滑な開設、運営を図るため、関係機関や地域住民等の協力を得て避難所運営訓練を実施するものとする。

12 物資等の輸送訓練

県及び市町村は、災害時の物資等の緊急輸送を円滑に行うため、関係機関等の協力を得て、輸送訓練を実施するものとする。

13 応援協定業者等との支援要請訓練

県は、物資・役務等に関する応援協定を締結している業者等と情報伝達訓練を実施するものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 市町村が実施する各種訓練

- (1) 総合防災訓練
- (2) 本部運営訓練
- (3) 水防訓練
- (4) 消防訓練
- (5) 避難救助訓練
- (6) 情報伝達訓練
- (7) 非常通信訓練
- (8) 非常招集訓練
- (9) 救急医療訓練
- (10) 災害図上訓練（DIG）
- (11) 避難所運営訓練
- (12) 物資等の輸送訓練

第4章 県民の防災活動

（県危機管理局、県地域づくり推進部、県県土整備部、県教育委員会、市町村、防災関係機関）

第1節 目的

この計画は、県民が、「自助」「共助」の考え方にに基づき、災害による被害を少しでも軽減し、又はなくすために様々な取組を実施することを目的とする。

第2節 防災及び危機管理の基本的な考え方

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例により、防災及び危機管理は、次に掲げる事項を基本として、県民、事業者、市町村、県及び国の機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して行うものとされており、県民もその役割を果たすことが求められている。

なお、災害時支え愛活動（災害又は危機が発生した場合に、住民による支え愛避難所の運営その他の人と人とのきずなの強さを生かして地域で自主的に行われる共助の取組をいう。）については、県民は積極的に実施するよう努めることとし、県、市町村は取組が円滑に行われるよう必要な支援に努めるものとするし、県は、市町村に対し必要な支援を行うものとする。

また、県民、事業者、市町村、県及び国の機関は相互に連携して、防災及び危機管理に関する次の取組を推進するよう努めるものとする。

- （1）自助（自己の生命、身体及び財産を自ら守ることをいう。）、共助（住民が互いに助け合ってその生命、身体及び財産を守ることをいう。）及び公助（市町村、県又は国が住民の生命、身体及び財産を守ることをいう。）の取組を総合的に推進すること。
- （2）災害時支え愛活動については、本県の地域の特性を生かしたものとして積極的に取り組むこと。
- （3）高齢者、障がい者、外国人等多様な者の特性に配慮した取組を推進すること。
- （4）災害及び危機の発生は避けられないことを前提として、それによる人の生命、身体及び財産に対する被害を少しでも軽減し、又はなくすという目標を達成するために、状況に応じて予防対策、応急措置、復旧対策等の様々な取組を積み重ねていくこと。
- （5）災害及び危機の発生の頻度及び発生した場合における被害程度の予測に基づく災害及び危機の危険性に関する情報を交換し、及び共有すること。

第3節 県民の責務

災害対策基本法により、住民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

また、鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例により、県民は、災害及び危機に備えて、情報の収集、食糧等の備蓄その他の自助の取組及び自主防災組織の活動への参加その他の共助の取組を推進すること、及び、災害又は危機が発生した場合は、被害の発生又は拡大を回避し、互いに協力して助け合うとともに、被害を受けた生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとされている。

具体的には、災害を未然に防止し、災害による被害を最小限に食い止めるため、次のような行動を期待する。

（1）日頃の備え

（1）子 気象、地震・津波災害等の基礎知識を身につけておく。

- ・本県の自然条件等について正しく理解し、風水害や地震・津波災害等の発生の危険性などの基礎知識を習得する。
- ・気象等の特別警報・警報・注意報及び土砂災害警戒情報並びに緊急地震速報、津波警報等の発表時に適切な行動が取れるよう、発表内容の意味を理解する。
- ・市町村が発出する避難情報の意味や取るべき避難行動を理解する。

（2）子 家族でする防災

- ・家の中で危険なところを確認しておく。（家屋の耐震診断・改修や、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等の安全対策もしておく。）
- ・防災マップ等から周辺地域の危険なところを把握する。（浸水、土砂災害、揺れやすさ、液状化危険度、孤立危険度など）
- ・気象警報等の発表時や、避難指示等が発出されたときのとるべき行動を確認しておく。
- ・様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動を確認しておく。
- ・災害の種類や特性に応じた避難場所や安全な避難ルート、とるべき行動を確認しておく。
- ・災害が起こったときの連絡方法や集合場所を確かめておく。
- ・災害用伝言ダイヤル等の使用方法を習得する。（体験利用等を通じて、定期的に確認する。）
- ・家族一人ひとりの役割を話し合っておく。（マイ・タイムラインの検討や作成など）
- ・最低3日分（推奨1週間分）の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、

非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、飼い主によるペットの同行避難や避難所での飼養についての準備等を、ローリングストックの手法も活用して行う。なお、万が一、災害時にペットが逃亡し、行方がわからなくなった場合に備え、ペットへのマイクロチップ挿入や所有者名等を記した首輪等を装着することにより、ペットが保護された際にその所有者が確認できるようにすることが望ましい。

また、避難所等においてペットに起因した感染症等を予防するため、ワクチンの接種やノミ・ダニ対策を行っておく。

- ・備蓄に当たっては、各自のニーズに配慮する。（特に子どもや女性、高齢者などの視点に配慮する。）

(3) ㊦ 地域でする防災

- ・自主防災組織を結成し、参加する。
- ・消防団に参加する。
- ・防災訓練や研修会に参加する。
- ・救命救急講習等に参加し、応急手当についての基礎知識を習得する。
- ・市町村と連携して、災害時における避難行動要支援者の避難支援体制を構築する。
- ・災害時に円滑に避難情報の伝達や避難支援を行うため、平素から地域ぐるみでの避難体制づくりを進める。

(4) エ その他

- ・老朽空き家等の所有者は、当該空き家の除却を進めるものとする。なお、県は当該所有者が実施する空き家等の除却に対して市町村が補助する経費の一部を支援するなど、必要な支援を実施するものとする。
- ・開設当初の避難所は、必ずしも長期化を視野に入れたものではないため、生活の質を確保するためには、当面の間は自助対応も必要となることについて、理解を深める必要がある。

(2) 災害が起こりそうなとき

(1) ㊦ 家族でする防災

- ・県、市町村やテレビ、ラジオ等からの情報に注意する。特に、夜間等に災害が発生するおそれがあるような場合には携帯電話や防災ラジオ等を就寝時も身近に置く等、確実に避難指示等の情報を入手できるようにしておく。
- ・災害に備えて、家の中での準備や家の外の安全対策をする。
- ・危険な場所に近づかない。
- ・危険が迫ってきたら、市町村長の発出する避難指示等による避難、又は自ら自主的に避難する。
- ・定められた場所に安全に避難する。（切迫しているときは、緊急的な避難行動をとる。）
- ・避難は、自家用車は使わず原則徒歩で行う。

(2) ㊦ 地域でする防災

- ・情報の収集・伝達、住民の避難誘導をする。（特に要配慮者に配慮する。）
- ・異常があれば、すぐに関係機関に通報する。

(3) 災害が起こったとき

(1) ㊦ 初期消火や負傷者等の救出・救援を行う。（ただし、自分の身を守ることを最優先する。）

(2) ㊦ 家屋に被害が生じた場合は、安全が確認できるまで立ち入らない。（地震被災建築物の応急危険度判定）

(3) ㊦ 避難所運営に積極的に参加するなど、適切な行動に努める。

第4節 県民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 県民及び事業者

市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。

(2) 市町村

市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第5節 県内企業によるBCPの推進

県内の企業は、非常時にも継続を優先させる業務等を許容される時間内に復旧する。また、中断が許されない重要業務は中断させない対策に事前に取り組むものとする。

県は、企業が取り組むBCPの策定等に対して必要な支援を行うものとする。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 住民の防災活動
 - (1) 日頃の備え
 - (2) 災害が起こりそうなとき
 - (3) 災害が起こったとき
- 2 地区防災計画の計画提案の手續

第5章 防災教育

（県危機管理局、県福祉保健部、県子育て・人財局、県県土整備部、県教育委員会、市町村、防災関係機関）

第1節 目的

この計画は、児童及び生徒等（この章において以下「児童等」という。）が、自然災害等の危機について正しく理解し、自らの判断で防災・減災に繋がる行動がとれるよう、学校における防災教育を積極的に推進することを目的とする。

第2節 実施の方向性

1 ねらい・効果

防災教育は、児童等一人ひとりが次に掲げる能力を身に付け、「生きる力」を涵養し、能動的に防災に取り組むことができる人材を育成するために行うものである。

(1) ①自然災害などの危機から自らの身を守るための行動ができる能力

(2) ②生命を尊重し、進んで周囲の人々や地域の安全に貢献する能力

(3) ③自然災害発生メカニズムをはじめ、それぞれが暮らす地域の自然環境、災害や防災について理解する能力

2 取組の方向性基本方向

(1) 学校における児童等に対する防災教育の充実

児童等が防災対応能力を培うことを目的として、学校の教育活動全体を通じて、総合的、体系的に防災教育を推進する。更に、大地震を経験した鳥取県として、地震に関する体系的な防災教育の普及、津波に関する体系的な防災教育の普及、身近な防災教育として、土砂災害、風水害に関する防災教育の普及も進めていく。

(2) 防災対応能力を有する教職員の養成

学校における防災・危機管理を担い、児童等への防災教育に対して指導的役割を果たすことができる教職員を養成する。

(3) 家庭・地域社会等との連携

学校における防災教育にあたっては、家庭や地域社会、消防団員、防災士等の参加・協力を得て体験的、実践的なものとなるよう努めることとし、ことと合わせ、併せて、家族や地域社会の一員であることの自覚を持った人材を育成するため、さまざまな場面を通じて家庭や地域社会との連携を図る。

3 推進方策

(1) 児童等を対象とした施策

ア 児童等の発達段階に応じた形で、各教科、総合的な学習の時間、特別活動における教育内容に防災や危機管理の視点を取り入れ、学校における教育活動全体を通じて防災教育を総合的かつ体系的に推進する。その際には、「鳥取型防災教育の手引き」、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）【参考資料】」及び「学校防災アドバイザー」の活用を推奨する。

イ 児童等が実践的な防災対応能力を身に付けられるよう、専門家の指導・助言を受けるなどして、学校の防災訓練の充実を図る。

ウ 学校の授業に、地域の災害史や危険箇所マップづくり、地域防災活動の実践者や被災者による講話などを取り入れることにより地域社会との連携を深める。また家族で災害発生時の対応を話し合うことや地域の防災訓練へ参加することなどを促進する。

(2) 教職員を対象とした施策

ア 教職員を対象とした防災研修会や、その他関係機関が実施する研修等の機会を活用し、防災教育の実施について具体的な手法を提示するとともに、災害発生時の指示や誘導、初期消火、応急手当等が的確に行われるよう、専門的な知識・技能の習得及び向上を図る。

イ 防災教育に活用できる教材や資料を配布し、各学校の教育目標と児童等の発達段階に応じた、教職員による防災教育の実施を促進する。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 市町村による防災教育の推進

(1) 学校における防災教育の充実

(2) 防災対応能力を有する教職員の養成

(3) 家庭・地域社会との連携

災害予防編（共通）

第2部

組織体制計画

第1章 防災体制の整備

(市町村、県関係部局、警察本部、各関係機関)

第1節 目的

この計画は、あらかじめ防災関係機関の防災体制及び施設の整備を行い、災害予防対策及び災害応急対策活動の円滑な実施を図ることを目的とする。

第2節 鳥取県防災会議

- ① 災害対策基本法第14条及び鳥取県防災会議条例（資料編参照）に基づき、鳥取県防災会議（以下「県防災会議」という。）が置かれている。
- ② 県防災会議は、以下の事項を行う。
 - ① 鳥取県地域防災計画の修正及び同計画に定める諸施策の推進等を行う。
 - ② 県防災会議は、知事の諮問に応じて本県の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、知事に意見を述べる。
 - ③ 本県の地域に係る災害が発生した場合においては、当該災害に係る災害復旧に関し、県、関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を行う。

第3節 防災関係機関の防災組織

1 県の組織

県は、災害予防及び災害応急対策を実施する鳥取県災害対策本部、鳥取県災害警戒本部等の組織計画を定めるものとする。

2 関係機関の組織

各指定地方行政機関、各指定公共機関、各指定地方公共機関は、それぞれの防災業務計画又は防災に関する計画に基づき、災害時における防災事務又は業務を迅速に処理するための組織を整備するものとする。

3 市町村の組織

市町村は、県に準じて防災組織計画を定めるものとし、次の事項について、あらかじめ定めておくものとする。

- (1) 市町村長が不在の場合の避難指示発出などの市町村長権限移譲順位
- (2) 庁舎が被災した場合の市町村災害対策本部設置の代替場所等

第4節 防災体制の整備

1 県の体制

県は、以下の対応等により、災害時に即応すべき適切な体制の整備及び強化に努めるものとする。

(1) 危機管理局の設置

県における防災分野での活動を統括し、防災に専ら従事する専門職として、危機管理局長を設置する。また、危機管理局長の指揮命令を受けて、鳥取県災害対策本部等の事務局の業務を処理するため、防災及び危機管理に関する事務を所掌する危機管理局を設置するとともに、事務局応援職員を指名する。

(2) 危機管理担当参事の設置

危機管理に関する初動対応を行う「鳥取県緊急対応チーム」を構成するとともに、県の危機管理体制の強化を推進するため、次の職にある者を危機管理担当参事に指名する。

- (令和新时代創造本部) 新时代・SDGs推進課長、~~広報課長~~
- (交流人口拡大本部) ふるさと人口政策課長
- (総務部) 総務課長
- (地域づくり推進部) 市町村課長
- (福祉保健部) 福祉保健課長
- (子育て・人財局) 子育て王国課長
- (生活環境部) 環境立県推進課長
- (商工労働部) 商工政策課長
- (農林水産部) 農林水産政策課長
- (県土整備部) 技術企画課長
- (教育委員会) 教育総務課長

(3) 危機管理担当参事監の設置

県の危機管理体制の強化を推進するため、総合事務所県民福祉局長及び日野振興局長が危機管理担当参事監を兼務する。（東部圏域においては、東部地域振興事務所東部振興課長が危機管理担当参事を兼務する。）

(4) 夜間及び休日等の待機体制（24時間体制）

夜間及び休日における災害発生等の緊急事態に即応するため、県庁第二庁舎に県職員等の要員を常時2名以上待機させ、迅速かつ的確な情報収集・伝達等の初動対応を図る。

(5) 職員参集・情報提供システム

非常時における迅速な職員参集等のため、電子メールを活用した職員参集・情報提供システムを整備、運用する。

(6) 鳥取県災害情報配信システム及び災害情報データベース等（県庁内データベース）の運用

多様な情報発信媒体をへの一元的に配信管理・運営しするシステムの運用により、迅速かつ効率的な情報発信を行うこと~~で災害等による被害の軽減を図る~~ため、「鳥取県災害情報配信システム」を整備、運用する。

また、県内部の情報共有を図るため、県庁LANに「災害情報データベース」等を整備、運用する。

(7) マニュアル等の整備、周知

各防災体制が円滑かつ有効に機能するよう、各種マニュアルを整備し、防災訓練等を踏まえて随時見直しを行うものとする。また、災害時に発生する状況を予測し、県等の各機関が実施する対応を時系列で整理した「防炎行動計画（タイムライン）」を作成するものとする。完成したマニュアル等は広く関係職員に周知し、その習熟を図るものとする。

(8) 防災顧問の設置

災害発生時等に、防災に関して専門的な立場からの指導及び助言を受け、迅速かつ的確な防災対策を実施するため、防災に関する専門的な知識又は経験を有する者を鳥取県防災顧問として任命する。~~（顧問の一覧は資料編のとおり）~~

(9) その他の留意事項

ア 県の各部局が実施する災害予防対策の所掌については、別表「県の各部局等所掌事務（災害予防対策）」のとおりとする。

イ 各課（室）長は、所掌事務を処理するため、あらかじめ担当者を定め、事務処理体制を整備しておくものとする。

ウ 県が実施する防災に関する事務の所管は、鳥取県地域防災計画の定めによるものとする。

2 市町村の体制

市町村は、以下の対策をはじめとして、災害時に即応すべき適切な体制の整備及び強化に努めるものとする。

(1) 組織体制の強化

市町村は、~~常設の防災対応担当首長に代わって常に防災のことを考える~~組織や、防災専任又は防災にかなりの比重を置く幹部職員を配置するとともに、迅速な対応ができるかつ的確な初動体制を整備するよう努めるものとする。

また、迅速、的確な災害対応を確保するため、次の専任の職員を配置するよう努めるものとする。

- ・降雨状況、土砂災害危険度等の災害情報を分析する専任の職員
- ・状況に即した最適な対応方針案を検討立案する専任の職員

(2) マニュアル等の整備

市町村は、防災体制が円滑かつ有効に機能するよう、各種マニュアルを整備し、防災訓練等を踏まえて随時見直しを行うものとする。また、完成したマニュアルは広く関係職員に周知するものとする。

3 関係機関の体制

その他の防災関係機関においては、災害時に即応すべき適切な体制を整備するものとする。

第5節 応援協定の充実化

県、市町村及び防災関係機関は、~~被災県・市町村の防災力だけでは対応しがたい応急対策を円滑に実施し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、~~災害時に備えて行政機関や企業、職種団体等とあらかじめ応援協定等を締結することにより、人的・物的な支援体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

~~1 県が締結する応援協定等~~

~~県において締結している防災に関する主な協定等及び締結先は資料編のとおり。~~

1-2 県が締結する応援協定の維持管理及び注意事項

(1) 応援協定等の維持管理

ア 締結した応援協定については、各担当課において応援内容、物資の調達能力、要請方法、連絡先等を定期的に確認するものとする。

イ 災害発生を想定した支援要請訓練を定期的実施し、災害時の連絡ルート及び活動体制を確認するなど、協定の実効性の確保に努めるとともに、災害発生時に事業活動を継続することができるよう、事業継続の取組を推進するものとする。

ウ 協定の締結担当課と応援要請の担当課が異なる場合等、担当課が複数に及ぶ場合には、各課で随時必要な調整を図り情報共有するとともに、業務の分担をあらかじめ明確しておくものとする。

エ 必要に応じて応援協定の締結状況を市町村に周知するものとする。

オ 応援協定に基づく物資輸送等に当たり、必要性が見込まれる場合には、あらかじめ緊急通行車両の事前登録を行うよう調整を図るものとする。（災害応急対策編（共通）第7部第4章「緊急通行車両の確認」参照）

(2) 応援協定等の注意事項

ア 応援協定等の締結は、原則として各担当課が行い、締結後は危機管理政策課に報告するものとする。

- イ 震災対策編第1部第2章「被害想定」等を踏まえ、災害発生時に必要となる物資等が、現在の備蓄物資や応援協定に基づく流通備蓄で充足するかを随時検討し、必要に応じて協定等の拡充を行うものとする。
- ウ 協定等拡充の必要性については、応援要請から実際に応援が行われるまでに要する時間や、物資の供給能力等を協定の相手先ごとに勘案し、判断するものとする。
- エ 地理的な条件等を勘案し、災害に即応できる地元企業・業種団体等と、同時被災のおそれが低い遠隔地の企業等とを組み合わせる等、多様なケースに対応できる体制を整備するものとする。
- オ 食糧及び生活関連物資の調達先については、発災後なるべく早い段階で、できるだけ地元企業との応援協定に基づいて調達を行う等、地元経済の復旧・復興にも配慮するよう努めるものとする。

2-3 市町村が締結する応援協定

- (1) 市町村は、県に準じて応援協定の締結及び維持管理を行うよう努めるものとする。
- (2) 市町村は、防災対策を講じる上で参考とするため、県が締結している応援協定を把握し、防災対策を講じる上で参考にするよう努めるものとする。

第6節 防災拠点の整備

1 防災拠点の種類と整備主体及び配置の考え方

県及び市町村は、災害時の被災地への人員、物資等の確実な投入等を図るため、防災拠点の種類、整備主体及び配置に係る基本的な考え方は次のとおりとし、拠点が相互に補完し合うよう、次の防災拠点の整備に努める。体制の整備に努め、災害時の被災地への人員、物資等の確実な投入等を図る。

- (1) 広域防災拠点
 - 広域防災拠点は、市町村圏域を超えた広域的な災害に対応するための拠点である。
 - 施設規模や災害ハザード、アクセス性などを勘案し、県又は国、市町村の利用可能な施設の中から複数選定し、施設管理者等との協定の締結などにより、県において順次指定する。
 - なお、防災機能を有する道の駅については、広域的な防災拠点（防災道の駅）として位置付けるものとする。
- (2) 地域防災拠点
 - 市町村の地勢等を勘案し、現地活動拠点や中短期の避難地として、市町村が校区単位等に整備する。
 - また、市町村が設置している一部の道の駅について、独自に実施されている防災関連施設の整備等の取組の全県展開を図るため、県は市町村に必要な情報提供等を行う。
- (3) 県の防災拠点
 - 県の災害対策の中核機能（支部機能を含む）や現場対応機能を担う県庁舎等、災害時に拠点となる公共施設又は公用施設及び、応急対策に不可欠な支援設備（防災倉庫等）をいい、主として既存庁舎等を活用して整備する。
- (4) 市町村等の防災拠点
 - 市町村の災害対策の中核機能（支部機能を含む）や現場対応機能を担う庁舎等、災害時に拠点となる公共施設又は公用施設及び、応急対策に不可欠な支援設備（防災倉庫等）、消防局庁舎をいい、主として既存庁舎等を活用して整備する。

2 広域防災拠点等の確保

- (1) 広域防災拠点の機能
 - 本県において必要となる広域防災拠点機能は、広域応援受入機能、資機材・物資の備蓄機能、救援物資の中継・配分機能とする。
- (2) 広域防災拠点の指定
 - 県は、広域防災拠点に必要な機能である「広域応援受入機能」、「救援物資の中継・配分機能」について、熊本地震等の教訓も踏まえた代替性の確保、アクセス性向上等の観点から複数施設の確保、機能の分散、配置のバランスを考慮して広域防災拠点を指定する体制を整えるものとする。

ア 中核的な広域応援受入拠点の指定

また、県は、自衛隊や緊急消防援助隊等が選定しているベースキャンプ候補地の中から、施設規模や災害ハザードなどを勘案し、下表の施設を中核的な広域応援受入拠点として指定する。

圏域	施設名
東部圏域	ヤマタスポーツパーク
中部圏域	東郷湖羽合臨海公園南谷地区及びその周辺施設（注1）
西部圏域	とっとり花回廊

（注1）旧健康増進センター、湯梨浜町有の羽合野球場およびトレーニングセンター

（注2）上記の中核的な広域応援受入拠点が被災し使用できない場合に備えた予備の施設を、公立大学法人公立鳥取環境大学（東部圏域）、倉吉市関金総合運動公園（中部圏域）、どらドラパーク米子（西部圏域）とする。

（3）—4—災害時物流拠点の確保指定

ア 災害時物流拠点の確保

県は、救援物資の中継・配分機能（物流機能）を確保するため、以下の選定方針に基づき、県内外の民間物

流事業者のトラックターミナル、営業倉庫及び「災害時における農業協同組合保有施設等の使用に関する協定」に基づき使用が可能なJAの選果場等（選果場、集荷場やライスセンターなど）を、災害時物流拠点として確保指定する。

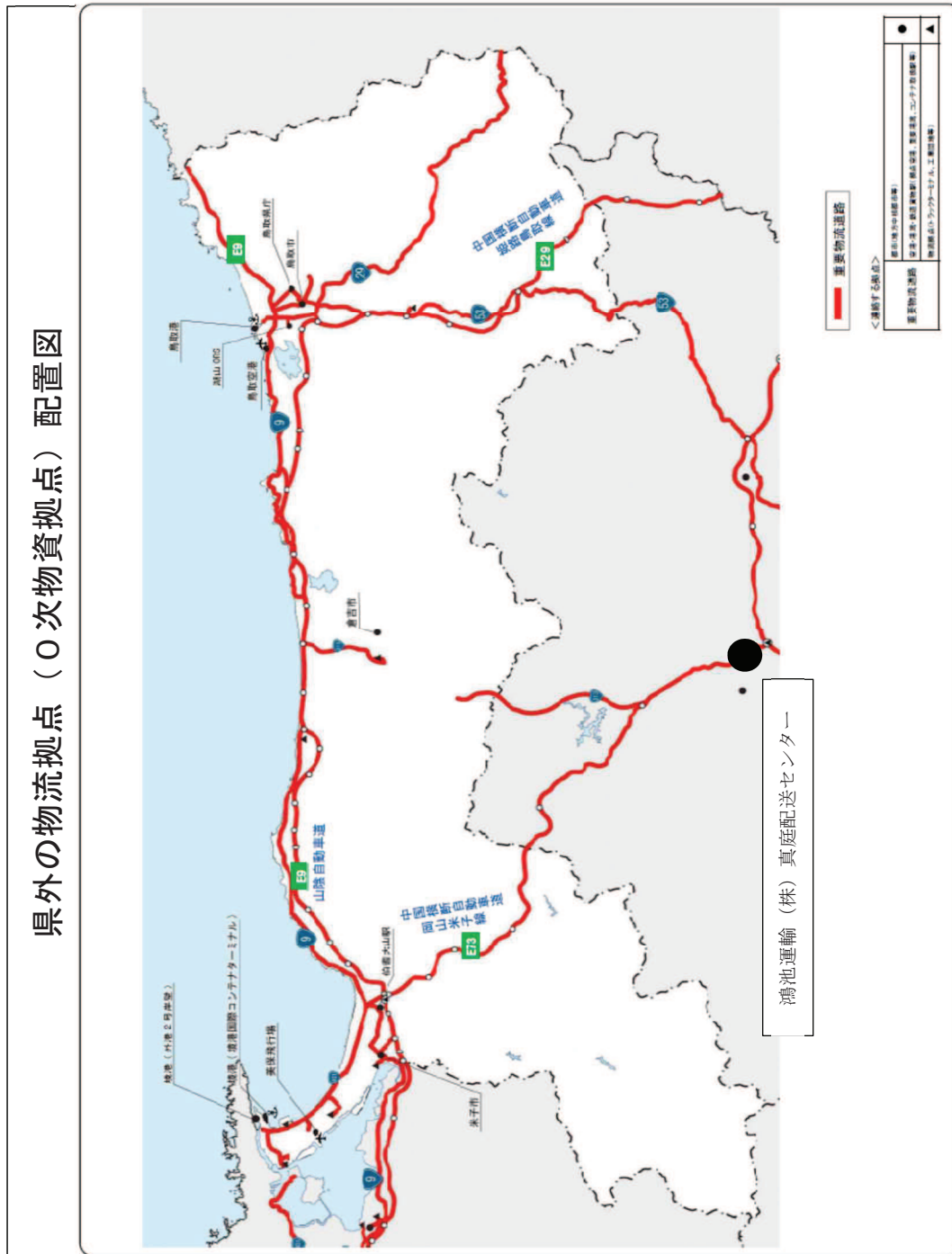
イ 広域物流輸送拠点（0次物資拠点）の確保

県は、災害時に県外の広域物流輸送拠点（0次物資拠点）を設置し、広域的な物流を円滑に実施するため、県外の物流事業者等と協定を締結しておくなど、体制整備に努めるとともに、県外の広域物流輸送拠点（0次物資拠点）と県内への物資搬送に係る輸送路については、優先的に通行できるよう必要な対策を講じておくものとする。

ウ 災害時物流拠点の体制整備

発災時に速やかに災害時物流拠点（1次物資拠点）を選定・開設・運営するため、平時において、鳥取県や物流事業者等であらかじめ取り決めておくべき項目（緊急連絡先の情報共有、物流専門家の派遣体制、1次物資拠点の選定と開設手順など）についてマニュアル化し、訓練による検証等を通じてより実効性を高めるものとする。また、大規模災害時等に備え、応援協定締結県との連携等広域的な体制整備の検討にも努めるものとする。

~~また、災害時に県外の広域物流輸送拠点（0次物資拠点）を設置し、広域的な物流を円滑に運用するため、県外の物流事業者等と協定を締結しておくなど、体制整備の検討に努めるものとする。なお、県外の広域物流輸送拠点（0次物資拠点）と県内への物資搬送に係る輸送路については、優先的に通行できるよう必要な対策を講じておくものとする。~~



（災害時物流拠点の選定方針）

- ・施設の規模や立地等を踏まえて、その時々々の候補施設の被災状況、災害の状況に応じ使用する施設を選定できるよう複数施設を指定する。（大規模災害に備え、県外の適した施設の把握も進める）

3 県の防災拠点等の確保及び整備

(1) 県災害対策本部室の設置

災害対策の中核機能として、災害対策本部室を県庁第2庁舎に設置。

- ・通信設備等を常備常設
- ・防災情報システム（県防災行政無線、ヘリコプターテレビ電送システム、震度情報ネットワークシステム等）
を運用
- ・災害対策本部、災害対策本部事務局、報道用の各スペースを一室に確保
- ・緊急消防援助隊や自衛隊等の受援~~受~~、国・他県等の職員等の受入れが必要な場合は、県庁第2庁舎の会議室を活用

(2) 災害対策本部及び支部の活動拠点の整備

災害対策本部及び支部の活動拠点として、県庁舎（本庁舎・第2庁舎等）、県東部庁舎、八頭庁舎及び各総合事務所について、耐災害性を確保する。（耐震化・浸水対策・停電対策など）

また、県庁舎（本庁舎・第2庁舎等）、県東部庁舎、八頭庁舎及び各総合事務所には、緊急地震速報等を職員等に周知するシステムを整備し、緊急地震速報が発表された場合の対応マニュアルを作成する。

※西部総合事務所では、県庁施設破損時の代替となるヘリコプターテレビ電送システムを整備。

(3) 物資の備蓄用拠点の整備

防災物資・資機材は東中西部各圏域単位に分散備蓄するものとし、備蓄倉庫は既存の県有未利用施設の利用を基本に整備する。

圏域	施設名	摘要
東部圏域	防災資機材倉庫（鳥取市商栄町）	
	旧鳥取空港建設事務所（鳥取市湖山町北4）	使用についての覚書を締結
中部圏域	中部総合事務所別館車庫棟倉庫（倉吉市東巖城町）	
	園芸試験場元生物工学研究室機械棟機械庫（倉吉市大谷茶屋）	
	旧八橋警察署（琴浦町八橋645）	
西部圏域	西部総合事務所防災資機材倉庫（米子市糺町1）	浸水時を想定し、日野川兩岸の施設に分散配備
	鳥取県消防学校（米子市流通町）	

4 拠点施設等の防災対策

~~（1）~~ 県及び市町村は、災害応急活動を行う拠点施設等（庁舎、病院、備蓄倉庫、学校、避難所等）について、地震、水災害等に備えるため、あらかじめ耐震化、浸水対策、停電対策（非常用電源の確保、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの整備等）、非常通信設備の整備等に努めるものとする。

併せて、県及び市町村は、災害応急活動を行う拠点施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を把握し、リスト化するよう努めるものとする。

また、非常用発電機や通信インフラについて、耐震化や浸水対策を講じるよう努めるとともに、ものとする。

~~（2）~~ また、浸水等により拠点施設が使用不能となった場合の対策（代替施設の確保等）を講じるよう努めるものとする。

第7節 災害救助基金

~~1~~ 県は、災害救助法による救助に要する費用等の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立て、運用を行うものとする（災害救助法第22条）。

~~2~~ なお、同基金の運用により、災害救助法による救助に要する給与品を必要に応じて備蓄物資（災害救助用毛布）として事前購入する。

第8節 防災分野における新技術の活用

県は、~~科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）において推進することとされている「Society 5.0」の趣旨を踏まえ、効果的・効率的で強靱な防災対策を図るため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、新技術を活用して災害対応業務のデジタル化や防災デジタルトランスフォーメーション（防災DX）を促進するよう、防災分野においてもICTを活用する等、必要に応じて新技術を取り入れ、国、市町村と一体となって防災対策の充実強化を図るよう努めるものとする。~~

また、これら対策の検討や実施に当たっては、国や市町村とも必要な連携を行うとともに、分野に応じた専門性を有する事業者や研究機関等とも必要に応じて提携する等、様々な主体が専門性を活かして最大限の成果を発揮できるよう配慮するよう努める。

なお、新技術の活用により、今後進展が期待想定される事項や防災上の検討が必要な課題のとしては、例としては、次のものが想定される。

- ア 住民へ分かりやすいハザード情報の提供
- イ スマートフォン等を活用した防災情報の発信
- ウ 被災者、傷病者等の迅速な救命救助
- エ マイナンバーを活用した被災者情報の早期把握と支援の実施
- オエ 避難所等への支援物資の調達調整
- カホ 衛星データ等を活用した被災状況の分析及び早期把握
- キカ 災害に強いインフラを構築する技術の向上
- ク 通信ネットワークの強靱化

第9節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下の

とおりである。

- 1 市町村防災会議に係る事項
 - (1) 組織
 - (2) 所掌事務
- 2 市町村の防災に関する組織・体制の強化
- 3 応援協定の締結及び維持管理
- 4 市町村の地域防災拠点の現況及び整備方針

第2章 配備及び動員体制の整備

（県危機管理局、県総務部ほか関係各部署）

第1節 目的

この計画は、災害時における被害の拡大を防ぎ、早期復旧・復興を図るとともに、県民生活や経済活動への支障を減らすために、平素から災害発生時に実施することが必要な非常時優先業務に関する配備及び動員体制を確立し、非常時優先業務を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

第2節 配備・動員体制の整備

- 1 県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、あらかじめ災害時の配備基準を定めておくものとする。
- 2 非常時優先業務を迅速かつ的確に実施するため、関係機関は、平時から災害時における動員体制を確立しておくものとする。動員体制の整備については、職員の居住地等も考慮の上、夜間や休日であっても十分な参集職員や体制が確保できるよう配慮するものとする。
- 3 県は、業務継続や発災後の円滑な応急対策、復旧・復興のため、退職者の活用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努めるものとする。

第3節 業務継続の取組みの推進

（詳細については、第10部第4章「災害時の事業継続の取組みの促進」参照）

1 県の業務継続の基本方針

県は、災害から住民の生命、身体、財産を保護する責務を有することから、災害発生時は応急対策業務に万全を尽くすものとする。また、優先度の高い通常業務についても、住民生活や経済活動への支障を最小限に止めるため、継続・早期再開を行うものとする。これらの非常時優先業務の実施に必要な人員や資機材等の資源を確保するとともに、非常時優先業務以外の通常業務については、非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施する。

2 県における業務継続計画の策定

- (1) 県（総務部）は、優先的に継続すべき非常時優先業務の継続体制を定める鳥取県庁業務継続計画（BCP）を策定し、災害時の業務継続のための体制整備に取り組むものとする。業務継続計画では、少なくとも知事（災害対策本部長）不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。
- (2) 業務継続計画策定後は、発動時に計画どおり実施できるよう、全職員への周知を徹底し、意識の向上に努めるとともに、定期的に訓練等を実施し、見直しを行うことにより、実効性を高めるものとする。

3 市町村の業務継続の取組みの推進

- (1) 市町村は、県の業務継続の取組みに準じて、業務継続の取組みの推進に努めるものとする。
- (2) 県（地域づくり推進部）は、市町村の業務継続に向けた取組みを積極的に支援するものとする。

第4節 県の動員体制の整備

1 防災行動マニュアルの作成

各課（室）は防災行動マニュアルを作成し、非常時の連絡体制や配備要員を定めるものとする。

2 防災連絡責任者の設置

- (1) 主管課等に、災害発生又は災害発生のおそれがある場合の動員に係る総括責任者として防災連絡責任者（正・副）を置く。
- (2) 主管課等は、各年度当初に防災連絡責任者を危機対策・情報課長に報告するものとする。また、変更があった場合は、その都度報告するものとする。

3 連絡系統

各課（室）においては、防災行動マニュアルにおいて連絡系統を具体的に定めるものとし、防災連絡責任者は、出先機関を含めた部局内又は災害対策本部地方支部（以下、本章において「支部」という。）を構成する機関内の連絡系統を把握しておくものとする。

4 職員参集・情報提供システムの整備・運用

県（危機管理局）は、災害発生又は災害発生のおそれがある情報を入手した場合、当該情報を迅速に職員へ配信し、職員からの回答を受けるため、職員参集・情報提供システムを整備及び運用する。

（職員参集・情報提供システムの概要）

配信対象者に対し、携帯電話メールにより、地震・津波及び気象警報・注意報等は自動で、その他の緊急情報は危機管理局等より手動で配信。メールを受けた幹部職員等は、参集の可否等を回答

[配信する情報]

次の情報のうち、配信対象者に必要と認められる情報

- 1 地震情報(震度3、震度4・5弱、震度5強以上)
- 2 津波警報等(大津波警報・津波警報・津波注意報)
- 3 気象等の警報等(特別警報:大雨・高潮・大雪・暴風・暴風雪・波浪、警報:大雨・洪水・高潮・大雪・暴風・暴風雪・波浪、注意報:大雨・洪水・高潮・大雪・強風・風雪・波浪・雷・濃霧・乾燥・なだれ・低温・霜・着雪)
- 4 気象情報(土砂災害警戒情報・竜巻注意情報・洪水予報・記録的短時間大雨情報・地方海上警報等)
- 5 その他緊急情報(危機管理事案・水防警報・消防防災ヘリコプター出動情報等)

5 BCP運用支援システムの整備・運用

県(総務部)は、災害発生時において業務継続計画(BCP)を発動する場合には、職員の参集状況及び非常時優先業務の遂行に必要な職員の配置調整の検討を迅速かつ的確に実施するため、BCP運用支援システムを整備、運用する。

(BCP運用支援システムの概要)

BCP運用支援システムは「職員安否確認システム」及び「BCP業務資源集計システム」により構成される「職員安否確認システム」

大規模な災害等の発生時に職員の個人携帯電話、スマートフォン等に電子メールにより安否の確認を行い、返信のあった安否、参集見込み情報を所属ごとに自動集計する。

[BCP業務資源集計システム]

職員安否確認システムにより集計された職員の参集見込みデータと鳥取県庁業務継続計画(県庁BCP)において分析された非常時優先業務の遂行に必要な職員数データから、所属ごとの職員の過不足を自動集計し、職員の配置調整を迅速かつ的確に検討、実施する。

第5節 平時から職員が講じておくべき対策

1 災害時における役割の把握

県の職員は、各部(局)又は各支部で作成する防災行動マニュアルにおける各自の役割を把握し、災害時における各自の行動に必要な対策を平時から講じておくものとする。

特に、職員参集・情報提供システム、職員安否確認システムなど、非常時に各自の所属に対して自身の安否や参集見込みに係る連絡を行う手段の確保及び連絡先情報の把握に努めるものとする。

2 家庭等で被災しないための対策

県の職員は、それぞれが非常時優先業務を行うべき重要な責務を担っていることを理解し、災害時においても必要に応じて確実に登庁できる体制を整えるため、災害時に職員やその家族が被災しないよう次のような対策をあらかじめ講じておくものとする。

- (1) 住宅の耐震化
- (2) 家具等の転倒防止対策
- (3) 家庭内での備蓄(非常用食料、飲料水、非常用持ち出し袋、携帯トイレなど)
- (4) その他、鳥取県危機管理局ホームページの「日頃の備え」に記載する取り組み

3 災害発生時の家族等との連絡方法の確認

県の職員は、災害発生時に業務に専念できるよう、災害用伝言ダイヤル等の災害時の家族との安否確認の方法を平時から把握確認しておくものとする。

4 登庁経路の危険度の把握

県の職員は、登庁経路における危険度(土砂崩れ、ブロック塀倒壊、液状化など)を把握し、災害時の通行経路や登庁手段等を検討しておくものとする。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 市町村における業務継続の取組みの推進
- 2 市町村職員の配備・動員体制の整備
- 3 市町村職員が平時から講じておくべき対策

第3章 職員派遣体制の整備

（県危機管理局ほか関係各部署）

第1節 目的

この計画は、災害時に応急対策を実施する人員及び被災市町村等を応援する人員の確保及び派遣について定めることを目的とする。

第2節 職員派遣体制の整備

1 派遣職員の把握

(1) 県（危機管理局）~~及び市町村、その他関係機関・指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関~~は、災害対策基本法第29条及び第30条等による職員の派遣要請が円滑に行われるよう、次の情報を把握し、派遣体制を整備するよう努めるものとする。

~~また、県は技術職員が不足している市町村への中長期派遣を行うため、技術職員の確保や災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。定期的に、次の事項について記載した資料を内閣総理大臣に提出するとともに、内閣府及び消防庁でとりまとめの上、当該資料を相互に交換する。なお、調査時点は毎年5月16日現在とし、提出の期限は同月23日とする。~~

ア 災害応急対策又は災害復旧に必要な技術、知識、経験を有する職員の職種別現員数

イ 上記アに該当する者の技術、知識、経験の程度

(2) 災害時に派遣する技術職員の職種は以下のとおりとする。

ア 建設機械操作職 イ 作業船操作職 ウ 作業船機関職 エ 自動車運転手 オ 医療職

カ 建築職 キ 土木職 ク その他必要な職種

2 県災害時市町村支援チームの編成

(1) 県（危機管理局）は、大規模かつ重大な災害が発生した場合に被災市町村が行う災害応急対策の迅速な実施を支援するため当該市町村に派遣する災害時市町村支援チームを、「災害時市町村支援チーム設置運営要領」（資料編参照）に基づきあらかじめ登録、組織化しておくものとする。

(2) 県（危機管理局）は、各部署から推薦された職員を当該チームの登録職員として管理を行うものとする。

(3) 県（危機管理局）は、派遣業務を円滑に行うため、登録職員に対して必要な研修及び訓練を実施するよう努めるものとする。

3 被災市町村への情報連絡員（リエゾン）派遣予定者の指定

(1) 各総合事務所長（東部圏域は東部地域振興事務所長）は、多大な災害への対応等で、被災市町村からの被害情報の報告が困難になっている又はその恐れがあるときに、情報連絡員として当該市町村に派遣する職員を、「災害時等における情報連絡員業務要領」（資料編参照）に基づきあらかじめ指定する。

(2) 指定に当たっては、地方支部の構成機関等の課長補佐等から、出身地等を考慮の上、市町村ごとに複数名の派遣予定者を指定しておくものとする。

4 鳥取県職員災害応援隊の編成

(1) 県（危機管理局）は、被災市町村等が実施する災害応急対策の現地活動を支援するため、鳥取県職員災害応援隊をあらかじめ編成しておくものとする。

(2) 職員災害応援隊は、あらかじめ希望する県職員を隊員として登録、組織化しておくものとし、550人を目標登録人数とする。

(3) 県（危機管理局）は、応援隊登録者のリストの管理を行うとともに応援活動を円滑に行うため、応援隊登録者に対して、消防局など関係機関の協力を得て、救急法等の受講、統制訓練などの各種訓練・研修を行う。

5 鳥取県職員災害応援隊ドローンチームの編成

県（危機管理局）は、踏査が困難な被災箇所等の被災状況把握等にドローンによる調査等を実施するため、職員災害応援隊の専門チームとして「鳥取県職員災害応援隊ドローンチーム」を設置し、あらかじめドローンを操作できる職員と保有ドローンをドローンチームに登録し、市町村や各部署等からの要請に応じて派遣できる体制を確保するものとする。

6 派遣体制の整備

(1) 資機材の整備

県（危機管理局及び各総合事務所県民福祉局（東部圏域は東部地域振興事務所東部振興課））は、被災市町村への派遣に際して必要となる衣服、作業資機材の整備に努めるものとする。

(2) 通信機器の整備

県（危機管理局及び各総合事務所県民福祉局（東部圏域は東部地域振興事務所東部振興課））は、被災市町村に派遣する職員が使用する通信手段として、衛星携帯電話及び情報収集端末等の通信機器を整備する。と共に、使用方法について訓練等を通じて周知徹底するものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 県及び他市町村等への職員派遣又は応援の要請体制の整備
- 2 他市町村、県からの派遣職員の受入れ体制の整備
- 3 災害時の他市町村への職員派遣体制の整備

災害予防編（共通）

第3部

情報通信広報計画

第1章 気象情報等の収集伝達体制の整備

（県危機管理局、県福祉保健部、県県土整備部、市町村、各防災関係機関）

第1節 目的

この計画は、気象情報等の災害対応に必要な情報を迅速かつ的確に収集伝達する体制を整備することを目的とする。

第2節 気象情報等の収集伝達体制の整備

1 情報の収集体制の整備

県は、平素から能動的に気象情報や自然災害等の防災・危機管理情報を収集・整理し、市町村と情報共有を図るとともに、住民に必要な情報を適時に提供する体制を構築するものとする。

2 各種防災情報システムの整備及び運用

(1) 県、市町村及び防災関係機関は、水位情報・雨量情報その他災害対応上必要な情報について、監視・観測するシステム、これらの災害関連情報を各機関が共有し、メディアなどを通じて住民に伝達するシステムを整備、運用するものとする。

(1-2) 県が運用する主な防災情報システム

現在、県が整備運用する主な防災情報システムは以下のとおり

- ア 鳥取県災害情報配信システム（発災時の災害情報の伝達等）
- イ 鳥取県防災情報システム（雨量、水位、河川監視カメラ）
- ウ 鳥取県土砂災害警戒情報システム（解析雨量、土砂災害危険度等）
- エ 鳥取県雪道情報提供システム（積雪、気温、道路カメラ映像）
- オ 鳥取県防災映像情報等統合提供システム（カメラ映像、雨量、水位、積雪、気温等）
- カ 鳥取県震度情報ネットワークシステム（震度）
- キ 鳥取県環境放射線モニタリングシステム（環境放射線）

(2-3) 一県及び市町村が利用できる主な防災情報システム

現在、県及び市町村が利用できる主な防災情報システムは、以下のとおり

- ア 鳥取県災害情報配信システム（発災時の災害情報の伝達等）
- イ 防災情報提供システム（気象庁）（特別警報・警報・注意報、地震・津波情報等）
- ウ 鳥取県土砂災害警戒情報システム（解析雨量、土砂災害危険度等）
- エ 川の防災情報（国土交通省）（雨量、水位等）
- オ 全国瞬時警報システム（消防庁）（緊急地震速報、国民保護情報等）
- カ 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（文部科学省）（被ばく線量予測）

(3-4) システムの整備運用に係る配慮事項

システムの整備運用に当たっては、以下の事項に配慮するものとする。

- ア **電子**メールを利用した災害対応要員、住民等への通知
- イ ホームページ、データ放送等を利用した市町村、住民等への情報公開
- ウ 鳥取県災害情報配信システムからのLアラート（災害情報共有システム）を利用したメディアを通じての住民等への災害関連情報の伝達

3 情報の共有及び活用体制の整備

(1) 県の体制整備

ア 県（危機管理局）は、県の各部局から提供された情報及び市町村、防災関係機関等から収集した情報を災害情報センターにおいて整理、分析し、災害が発生又は発生する可能性があるると判断される場合は、関係部局等と協議する等により県の体制を警戒体制等に移行し、相互に連携して災害発生に備えるものとする。

イ 県の各部局は、次に掲げる事項について、災害対応に必要な情報を入手した場合の活用体制をあらかじめ整備しておくものとする。

- (ア) 災害情報センター、関係機関等への伝達方法及び伝達経路
- (イ) 職員配備の具体的な基準
- (ウ) 夜間休日等の参集要員及び参集方法
- (エ) 住民への伝達方法
- (オ) 避難指示の発出等の対応の判断基準

ウ 情報共有・活用体制の整備に当たっては、夜間及び休日等の待機体制、職員参集・情報提供システム及び災害情報データベース等を活用するものとする。その際、各部局は必要となる事項について県危機管理局にあらかじめ伝達しておくものとする。

エ 緊急地震速報については、情報の性質上、地震による強い揺れが始まる数秒～数十秒前に発表される情報であることに鑑み、瞬時に伝達できる体制の整備に努めるものとする。また、緊急地震速報の正しい理解と発表時にとるべき行動について周知を図るものとする。

(2) 市町村等の体制整備

市町村及び防災関係機関においても、県の取組みに準じて、体制を整備するものとする。

4 住民への情報伝達体制の整備

(1) 県（危機管理局）及び市町村は、津波警報、気象警報、緊急地震速報等で即時に住民に伝える必要がある情報については、直接かつ即時に住民へ伝達できる体制を整備するよう努めるものとする。この場合においては、障がい者、外国人等多様な者にも情報が確実に伝わるよう、音声と文字の両方を用い、多様な言語、わかりやすい表現や表記によって情報提供するよう努めるものとする。なお、在日外国人と訪日外国人では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた的確な情報伝達や避難誘導体制づくりに努めるものとする。

また、以下の情報伝達媒体のうち、あんしんトリピーメール、鳥取県防災アプリ（あんしんトリピーなび）、ホームページ（鳥取県公式サイト、モバイル版・携帯電話向けサイト）、鳥取県公式ツイッター、フェイスブック、Lアラート（災害情報共有システム）及び緊急速報（エリア）メールについては、鳥取県災害情報配信システムを通じて情報提供することが可能である。

(2) 県は、国内外の各種災害、危機管理情報の他、交通やライフラインなどのインフラ障害情報、熱中症などの生活安全情報を以下の手段等を用いて県民に情報提供するものとする。夜間及び休日は防災当直により住民への情報提供を行うこととし、24時間、適時に住民に必要な情報を提供する体制を構築するものとする。

- ・あんしんトリピーメール

県は、気象情報や避難指示等の防災情報、防犯情報等の地域安全情報などを県民に対してメール配信する安心安全メール配信システム（愛称：あんしんトリピーメール）を運用する。

- ・鳥取県防災アプリ（あんしんトリピーなび）

県は、スマートフォン向け防災アプリを運用し、県民に対して、気象情報や避難指示等の防災情報、防犯情報等の地域安全情報などを配信するとともに、避難所までの経路や河川・道路状況のライブ画像等を提供する。

- ・ホームページ（鳥取県公式サイト、モバイル版・携帯電話向けサイト）

県は、鳥取県公式サイトとりネット内の防災関係サイト及びモバイル版・携帯電話向けサイトを運用し、県民の適切な行動に役立つ防災知識や情報、行政や関係機関の適切な対応や支援に必要な情報を県民、市町村、関係機関に一元的に提供する（モバイル・携帯向けサイトは緊急情報を中心）。なお、提供する情報の内容や更新の頻度など、効果的な情報提供となるよう適宜見直しを行う。

- ・鳥取県公式ツイッター

県は、ツイッターにより、災害・緊急情報を適時に県民等に情報発信するとともに、ツイッター利用者との情報共有を行う。

- ・ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）フェイスブック、インスタグラム

県は、フェイスブック等のソーシャルネットワーキングサービス（SNS）により、災害・緊急情報を適時に情報発信するとともに、フェイスブック利用者との情報共有を行う。

- ・Lアラート（災害情報共有システム）

県及び市町村は、一般財団法人マルチメディア振興センターが運営するLアラート（災害情報共有システム）により、災害情報や避難指示等の防災情報を適時にメディアを通じて住民等へ情報伝達を行う。

- ・緊急速報（エリア）メール

県及び市町村は、災害等緊急時において県民へ幅広く迅速に情報を伝達するため、携帯電話会社が運営する緊急速報（エリア）メールサービスを利用して、被害等が予想される地域にいる携帯電話利用者へ緊急情報を配信する。

- ・災害情報ダイヤル

県は、災害情報並びにライフラインの停止、公共交通機関の運転見合わせ、道路の通行止め及び黄砂、熱中症などの生活安全情報についての県民からの問い合わせに定めるため、24時間対応を行う災害情報ダイヤルを設置する（電話番号 0857-26-8100 “ハット（8100）したら災害情報ダイヤル”）。

- ・J-A-L-E-R-T（全国瞬時警報システム）及び防災行政無線等

(3) 県（危機管理局）及び市町村は、緊急地震速報を病院、学校、大規模集客施設等、県又は市町村が所有する施設の利用者に周知するシステムを整備するよう努めるものとする。

(4) 県（危機管理局）及び市町村は、医療機関、学校、大規模集客施設等、地震対策が必要又は有効な機関において緊急地震速報の伝達体制が整備されるよう、緊急地震速報の周知広報に努めるものとする。

5 津波監視体制の整備

(1) 沿岸地域各市町村においては、津波注意報・警報発表中に安全を確保した上で海面の状態を監視できるよう、組織体制等を整備するものとする。

(2) 沿岸地域各市町村は、地震発生後速やかに津波監視を開始できる者を津波監視担当者として選任するものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 各種防災情報システムの整備
- 2 情報の活用体制の整備
- 3 住民への情報伝達体制の整備
- 4 津波監視体制の整備

第2章 防災通信体制の整備

（NTT西日本、KDDI、NTTドコモ中国支社、ソフトバンク、楽天モバイル、県危機管理局、県総務部）

第1節 目的

この計画は、防災通信網を所管する機関が、災害に強い通信網の整備に努め、災害時の通信の確保の方法をあらかじめ定めることにより、被災状況等に応じた適切な通信手段を選択し、災害時における各種通信を迅速確実に行うことを目的とする。

第2節 防災通信体制の整備

1 県における防災通信体制の整備方針

県は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段の確保のため次の点に留意して、国の補助制度等を活用して、防災行政無線（地上系・衛星系）、衛星携帯電話等の防災通信体制の整備充実と整備拡充を図るものとする。

（1）耐災害性の確保

情報通信施設について、耐震性を確保するなど地震や風水害等に対する耐災害性の確保に努める。

（2）初動対応や伝送路の強化

職員参集・情報提供システム等を活用して、災害時における初動対応の迅速化を図るとともに、災害に強い伝送路を構築するため、伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進に努める。

県においては、防災行政無線のバックアップ回線として情報ハイウェイを補完的に利用できるよう、その整備に努めるものとする。

（3）装置、資機材の充実

停電時に備えて、予備電源を確保する等、資機材の整備充実に努める。

（4）定期点検の実施

平常時より、災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施する。

（5）映像電送システムの整備

ヘリコプターテレビ電送システムにより被災現場の状況の映像を収集し、災害対策本部に伝送するとともに、県内外に発信できる防災行政無線網の整備に努める。

（6）庁内LAN、鳥取県災害情報配信システム等を使った通信ネットワークの活用

庁内LANのメール、災害情報データベース、鳥取県災害情報配信システム及びインターネットの各機能を積極的に用いて、より効率的な災害情報の収集・共有のための連絡体制を構築する。

（7）庁内電話や携帯電話の災害時優先登録

庁内電話や携帯電話（公用）の災害時優先登録を積極的に行い、輻輳時における通信確保を図る。なお、災害時優先登録を行った携帯電話は、各部局長や防災連絡責任者など電話発信すべき用務がある職員に優先的に配備し、輻輳時における確実な情報伝達体制の強化を図る。

（8）衛星携帯電話の整備

大規模災害に強く、市町村・防災関係機関を結ぶ通信手段として、また、地上系防災行政無線（うち移動系部分）の代替手段として衛星携帯電話の整備を進める。

（9）防災訓練の実施

通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制（災害時優先回線モードへの切り替え）や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的な通信訓練を定期的実施する。

（10）災害時の復旧・保守体制の整備

通信施設が被災又は故障した場合に備え、保守業者との連絡体制の構築等、災害時の復旧・保守体制の整備に努める。

2 市町村等の体制

市町村等においては、効率的な防災通信設備体制の整備に努めるとともに、適宜訓練を実施して応急対策に万全を期するものとする。特に以下の点に留意して、通信設備の整備を進めるものとする。

（1）地域住民への情報伝達等のための防災行政無線や、それに代替できる移動無線、携帯電話によるメール配信等の多様な通信手段を整備する。

（2）庁内等電話や携帯電話（公用）について、積極的に災害時優先登録を行う。

（3）通信設備被災時の代替手段を確保する。

（4）停電対策、浸水対策を充実させる（非常用電源の確保等）。

（5）庁舎等が被災した場合の情報の孤立化を防止するため、県・各関係機関との災害に強い通信手段を確保する（衛星携帯電話等）。

3 専用通信網の整備

無線を利用した専用通信網を確保するため、無線保有機関は、次の点に留意して通信網の整備に努めるものと

する。

- (1) 耐災害性の確保
無線局舎の装置等について、風水害等に対する耐災害性の確保に努める。
- (2) 伝送路の強化
通信機能を確保するため、ルートの二重化等に努める。
- (3) 装置、資機材の充実
予備電源、移動無線、可搬型無線機等の資機材の整備充実に努める。
- (4) 定期点検の実施
施設、装置の定期的な点検を実施する。
- (5) 防災訓練の実施
通信の重要性を考慮し、平素から関係者による防災訓練を実施し、機能の確保に努める。

4 非常通信体制

- (1) 県は、非常通信協議会に参加し、他の市町村等の参加機関と共同し、非常災害時の各種通信回線の輻輳や途絶に備え、非常通信体制の整備を行うものとする。
- (2) 非常通信は、各種法令及び非常通信規約等に従って行うこととし、県及び市町村等の非常通信協議会参加機関は平素から非常通信ルートの策定、訓練の実施、ルートの見直しを行うものとする。
- (3) 携帯電話等の通信携帯端末については、通常の電話機能以外の付加機能についても有効に利用するものとする。（メール機能・写真添付、動画添付メール機能等）

5 その他防災関係機関の災害時の通信確保対策

災害拠点病院等の防災関係機関においては、災害発生時の通信の混雑に備え、電話や携帯電話の災害時優先電話登録、衛星携帯電話等の災害に強い通信手段の確保等、災害時の確実な通信手段の確保に努めるものとする。

（参考）災害時優先電話の概要

災害等が発生した場合に、被災地等への通話が集中することから通信設備の許容範囲を超え、電話がかかりにくくなることがあるが、災害時の救援・復旧活動や、公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保することができるよう、法律（電気通信事業法）に基づき電気通信事業者があらかじめ指定している電話（災害時優先電話）については、通信規制にかかわらず優先的に発信することができる。

- ・指定に当たっては、電気通信事業者に対し、各機関の登録申請が必要
- ・携帯電話についても指定が可能

【災害時優先電話に指定可能な機関（鳥取県関連）】

※「総務大臣が指定する機関（電気通信事業法施行規則第56条第1項）」（平成21年総務省告示第113号）より抜粋

区分	対象機関
気象機関	
水防機関	
消防機関	市町村消防本部、消防署、消防団
災害救助機関	都道府県、市町村、日本赤十字社、都道府県・郡市区医師会、病院・診療所（医療法第1条の5）、社団法人日本透析医会、社会福祉事業者を行う者（社会福祉法第2条）、学校（学校教育法第1条）、高圧ガス事業者（高圧ガス保安法第5条）、火薬類の製造業者（火薬類取締法第3条）、指定地方公共機関（災害対策基本法第2条）、指定行政機関・指定地方行政機関・指定指定公共機関（武力攻撃事態対処法第2条）、熱供給事業者（熱供給事業法第2条）、社団法人熱供給事業協会
秩序の維持に直接関係がある機関	都道府県公安委員会、道府県警察本部、警察署
防衛に直接関係がある機関	
海上の保安に直接関係がある機関	
輸送の確保に直接関係がある機関	西日本高速道路株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本通運株式会社
通信役務の提供に直接関係がある機関	西日本電信電話株式会社、電気通信事業者（電気通信事業法第2条）
電力の供給に直接関係がある機関	中国電力株式会社、 <u>中国電力ネットワーク株式会社</u> 、自家用電気工作物設置者（電気事業法第38条）
水道の供給に直接関係がある機関	都道府県、市町村
ガスの供給に直接関係	ガス事業者（ガス事業法第2条）

係がある機関	
選挙管理機関	都道府県・市町村選挙管理委員会
新聞社等の機関	新聞社（日刊新聞紙8,000部以上を発行）、通信社、放送事業者（放送法第2条）
金融機関	銀行、信用金庫、信用組合、農林中央金庫、商工中央金庫、農業協同組合、漁業協同組合、労働金庫、農業協同組合連合会（農業協同組合法第10条第1項及び第2号）
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関	

※地方下部機関を含む。 ※特に必要な指揮監督責任者を含む。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 市町村における効率的な防災通信設備体制の整備方針
- 2 通信訓練等の実施
- 3 非常通信協議会に係る非常通信ルートの策定及び見直し並びに訓練の実施

災害予防編（共通）

第4部

防災関係機関の連携推進計画

第1章 防災関係機関の連携体制の整備

（県危機管理局、警察本部、消防局、市町村、第八管区海上保安本部、自衛隊）

第1節 目的

この計画は、県、市町村、警察本部、消防局、海上保安庁、自衛隊等の防災関係機関間における広域的な連携体制について整備し、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

第2節 広域応援体制について

本章において想定する広域応援の体制は、次のとおりである。

- 1 消防局の要請に基づく県の消防防災ヘリコプターによる支援（鳥取県航空消防支援協定）
- 2 近隣消防本部との協定に基づく消防相互応援（消防組織法第39条）又は緊急消防援助隊等の応援（同法第44条）
- 3 県公安委員会の要請に基づく警察災害派遣隊等の応援（警察法第60条）
- 4 要請に基づく海上保安庁（海上保安部）による応援（災害対策基本法第29条）
- 5 県の災害派遣要請に基づく、若しくは自主派遣による自衛隊部隊の応援（自衛隊法第83条）

第3節 防災関係機関相互の連携体制の強化

1 関係機関の長等の連絡体制

災害時におけるトップ又は幹部同士の協議や連絡調整が可能となるよう、各防災関係機関相互で、平時からトップ又は幹部同士の連絡ルートを確立しておくよう努める。（県、市町村、警察本部、消防局、海上保安庁、自衛隊等の間でホットラインの確保）

2 受援体制の整備

（1）県（危機管理局）及び関係機関は、要請に基づく応援が得られた場合において速やかな受入体制を構築できるよう努める。

また、応援要請を行う際の連絡調整が円滑に行われるよう、あらかじめ連絡体制の整備に努める。

（2）県（危機管理局）は、~~県外からの~~応援部隊の受入体制を整備するものとする。

~~ア~~ 緊急消防援助隊

~~緊急消防援助隊の受入については「鳥取県緊急消防援助隊受援計画」（資料編参照）によるものとする。~~

~~イ~~ 自衛隊

~~（ア）自衛隊の受入れについては「自衛隊受援計画」（資料編参照）によるものとする。~~

~~（イ）災害対応への平素からの取組~~

~~ア~~ 平素の連携協力

~~ホ~~ 活動拠点としての集結地等の確保

~~ヘ~~ 災害時における連絡調整のための施設の確保

（3）県（危機管理局）~~及び又は~~消防局は、自衛隊等の大規模な応援部隊を受け入れた際の活動拠点等をあらかじめ定め、施設管理者及び所有者と利用について協議調整しておくとともに、平時から周知を図るものとする。なお、拠点等の設定に当たっては、広域活動拠点候補地との調整に留意するものとする。

（4）受入体制の整備

ア 県（危機管理局）は、関係機関及び国等の応援や、政府の情報先遣チーム等を受け入れるため、あらかじめ県庁内外に受援スペースや必要な機器を確保し、受入体制を整備するものとする。

イ 市町村は、県に準じて受入体制を整備するものとする。

第4節 活動調整に係る体制の整備

1 訓練や会合等を通じた防災情報の共有化

災害時において円滑な連携が図れるよう、県（各部局）、警察本部及び関係機関は、平時から防災訓練や「防災関係機関情報交換会」をはじめとする各種会合等を通じて、防災関係機関の間での活動及び保有資機材等の能力に係る情報の共有化や災害時の協力体制・手順の確認に努める。

2 現地における調整に係る体制の整備

県（危機管理局）は、応援機関の円滑な災害応急活動に資するため、大規模災害時の現地調整の在り方について防災関係機関の意見を踏まえて検討を行い、体制整備に努めるものとする。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 関係機関等の応援の受入体制の整備

第2章 資機材等の整備

（県危機管理局、県生活環境部、県農林水産部、県県土整備部、警察本部、中国地方整備局）

第1節 目的

この計画は、災害に際し、必要な資機材（建設機械、資材）の現況把握、緊急使用等について定め、応急対策を円滑に実施することを目的とする。

第2節 防災資機材・建設機械の調達体制の整備

1 県の実施する整備等

- (1) 県（危機管理局、県土整備部等）は、国や防災関係機関の所有する資機材（排水ポンプ、投光器、ボート、通信機器等）の能力及び数量を定期的に把握し、必要に応じ応援が得られるよう体制を整備するものとする。
- (2) 県（県土整備部）は、災害時の応急対策業務に関する応援協定により建設業協会が保有している建設機械をはじめ、各県土整備事務所・県土整備局、国土交通省県内各事務所等が保有する主要建設機械等の現況を地域別（県土整備事務所・県土整備局管轄地域）に調査して、機械等種類別に所有者、数量、能力等を明らかにした台帳を作成しておくものとする。この台帳は、年1回以上検討を加え、現況整理を行う。
- (3) 県（危機管理局、生活環境部等）は、燃料の調達のため、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。また、県は、災害対応上社会的に重要性が高い施設と県が判断する施設（医療救護拠点、電力供給拠点、情報伝達拠点等）については、燃料供給の円滑な実施のため、平素から施設の設備等について石油連盟との情報の共有に努めるものとする。

2 中国地方整備局の実施する整備等

中国地方整備局は、貸付けができる災害対策用機械を「中国地方整備局災害対策計画」等により明らかにしておくものとする。

3 関係機関間の調達体制の整備

- (1) 県（県土整備部）は、緊急時における建設機械等の調達について、あらかじめ調達順位、調達手段及び費用負担等について、関係機関並びに建設業者と協議しておくものとする。
- (2) 県（危機管理局、県土整備部等）、市町村及び防災関係機関は、資機材の調達・受援及び運用について効率的に調整を行うことができるよう、平素から体制を整備しておくものとする。

第3節 防災資機材等の整備

県、市町村及び防災関係機関は、それぞれ防災資機材等の整備に努め、地域別・種類別に所有者、数量、能力等を把握しておき、災害時にいつでも有効に活用できるよう準備しておくものとする。

1 防災資機材等の整備

- (1) 県及び市町村は、災害時の応急活動用資機材（救出救助用資機材、水防用資機材等）の整備充実を図るとともに、災害時には相互に連携して資機材を補完する体制を整えるものとする。
- (2) 市町村は、所管する消防団に必要な応急活動用資機材の整備充実を図る。
- (3) 県は、災害対策に必要なヘリコプター、特殊車両等の整備充実を図る。
- (4) 県及び消防局は、化学消火薬剤等を備蓄する。
- (5) 警察本部は災害警備活動に必要な装備資機材の充実に努める。
- (6) 市町村、警察本部、消防局は水害時の人命救助、物資の輸送に必要なボートの整備充実に努める。
- (7) 県は大規模停電等が発生した場合に備え、要配慮者利用施設等へ迅速に電源車、発電機を派遣できるように、保有するこれらの資機材をリスト化するよう努める。

2 防災資機材等の備蓄倉庫の整備

- (1) 県は、防災資機材備蓄倉庫を県東部、中部及び西部地区にそれぞれ整備する。
- (2) 市町村は、備蓄倉庫、資機材保管庫の整備又は備蓄に適切な施設の確保を図る。
 - ア 市町村備蓄倉庫
 - イ 消防機庫
 - ウ 自主防災組織資機材保管庫
- (3) 備蓄倉庫等の整備に当たっては、浸水想定区域・耐震性及び分散備蓄に配慮するものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 資機材の調達・受援及び運用体制の整備
- 2 応急活動用資機材の整備充実

- 3 消防団に必要な応急活動用資機材の整備充実
- 4 備蓄倉庫の整備又は確保

第3章 自治体の広域応援体制の整備

（県令和新時代創造本部、県危機管理局、市町村）

第1節 目的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、県内及び当該市町村内の消防防災力をもってしてもこれに対処できない場合に、県内若しくは県外の自治体及び国の機関等の応援を求め、災害応急対策の推進を図るための体制整備を目的とする。

第2節 広域応援体制について

本章において想定する広域応援の体制は、次のとおりである。

- 1 県内市町村の要請に基づく、他の市町村もしくは県による応援
- 2 県の要請に基づく、他都道府県及び国の機関等からの応援

第3節 応援・受援体制の準備

- 1 県及び市町村は、応援要請があった場合に速やかな応援を実施できるよう、応援計画を定め、その計画に基づく派遣職員の編成、携行資機材、使用車両、応援の手順等について事前に準備しておくものとする。
- 2 関係機関は、応援要請があった場合において速やかな応援を実施できるよう、事前に準備しておくものとする。
- 3 県及び市町村は、災害の規模や被災地ニーズに応じて円滑に他の市町村、県、関係機関等から応援を受けることができるよう、受援計画を定め、その計画に基づく応援・受援に関する連絡・要請手順、応援機関の活動拠点等について事前に準備しておくものとする。

4 県及び市町村は、感染症が拡大している場合においては、感染症対策のため、応援職員の派遣にあたり、当該職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

また、応援職員の派遣を受ける場合は、会議室のレイアウトを工夫する等、応援職員の執務スペースの適切な空間の確保を図るよう努めるものとする

第4節 県内自治体の相互応援

- 1 県及び県内全市町村は相互応援協定を締結済（協定については資料編を参照）
- 2 県（危機管理局）及び市町村は、県内市町村の相互応援の仕組み作りとして、県と被災地外市町村とが連携して被災市町村を支援する体制の整備に努める。

第5節 県外自治体との相互応援体制の整備（県外自治体等との協定については資料編を参照）

1 県と他県との相互応援協定の締結

県は、他県との相互応援協定により発災時の応援・受援体制の整備を図るものとする。

なお、中国5県、中国・四国9県、兵庫県、徳島県、全国都道府県と相互応援協定を締結済である。

（1）全国知事会の広域応援体制

県（危機管理局、令和新時代創造本部）は、平時から防災訓練の相互参加、全国知事会事務局を通じての災害時の緊急連絡先等の情報交換等を実施し、応援体制の構築に努めるものとする。

（2）中国・四国ブロックの広域支援・受援体制

ア 県（危機管理局）は、平時から防災訓練の相互参加、定期的な意見交換等を実施し、支援・受援体制を整備するものとする。

イ 県（危機管理局）は、中国・四国ブロック内で大規模な災害が発生した場合の支援・受援体制について、相互の支援・受援方法及び情報交換する内容等について検討するものとする。

（3）中国ブロックの広域支援・受援体制

ア 県（危機管理局）は、平時から保有資機材等の情報交換、防災訓練の相互参加、定期的な意見交換等を実施し、中国ブロックでの支援・受援体制を整備するものとする。

イ 県（危機管理局）は、中国ブロック内で大規模な災害が発生した場合の支援・受援体制について、自動派遣の基準や収集すべき情報の内容、各県の受援体制等、ブロック内でのカウンターパート制による支援や広域支援本部による支援が円滑に行われるよう支援・受援体制を整備するものとする。

（4）兵庫県との相互応援体制

ア 県（危機管理局）は、平時から防災訓練への相互参加、災害対策についての情報交換・共同研究を実施し、兵庫県との相互応援体制を整備するものとする。

イ 県（危機管理局）は、兵庫県と相互応援体制についての見直しを行い、より有用性の高い相互応援体制にしていくよう努めるものとする。

（5）徳島県との相互応援体制

- ア 県（危機管理局）は、平時から防災訓練への相互参加、災害対応業務の標準化の推進、災害対策についての情報交換・共同研究を実施するとともに、危機事象発生後の時間の経過に応じた応急対策等に係る人的・物的支援についての応援・受援計画を策定するなど、徳島県との相互応援体制を整備するものとする。
- イ 県（危機管理局）は、両県の市町村における相互応援体制の構築の促進に努めるものとする。また、両県の企業、医療機関、福祉団体、ボランティア等の協力を得ながら相互応援体制を構築するものとする。
- ウ 県（危機管理局）は、徳島県と相互応援体制についての見直しを行い、より有用性の高い相互応援体制にしていくよう努めるものとする。

2 県と関西広域連合広域防災局との連携

県は、「関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書」及び「中国地方知事会と関西広域連合との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、関西圏の自治体との連携を図るものとする。

3 県内市町村と県外市町村との相互応援協定

市町村は、被災地外からの人的・物的応援が有効であることから、できるだけ多くの県外市町村との災害時応援協定の締結に努める。特に、大規模災害等で相互応援協定を結んだ地方公共団体との同時被災を避けるため、遠方の地方公共団体との協定の締結に努めるものとする。なお、協定を締結した場合は、下記に留意すること。

- ・発災時に受援側の窓口が早期に立ち上げることができる体制整備
- ・平素から実践的な訓練の実施（相互に物資輸送の方法・ルートの確認等）

4 県と国・他都道府県との広域支援連携

県は、広域的大規模災害の場合には、中国5県の相互応援協定等によるブロック単位での支援のほか、国（総務省）の「応急対策職員派遣制度（※）」による対口支援団体及び~~あらかじめ国（総務省）へ登録された「災害マネジメント総括支援員」~~の派遣による支援について、~~制度が設けられたので、~~県は県内市町村への十分な制度周知及び応援・受援体制の整備に努めるものとする。

※被災地域ブロック内（対応が困難な場合は全国）の都道府県又は指定都市を被災市町村に割り当て対口支援団体を決定する、総務省の応援職員派遣のスキーム

5 情報連絡員（リエゾン）の派遣

情報連絡員は、地震や水害などの災害発生時、被災自治体に先行的に派遣され、円滑な被災自治体への支援活動のため、被害状況、支援ニーズ、災害対応の状況等について情報収集し、県や関係機関等へ伝達し、被災自治体や応援団体等との連絡調整を行う。

~~派遣や派遣期間等について~~県（危機管理局）は、「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定に基づく支援・受援マニュアル」等の各種協定、マニュアルに基づき、~~危機管理局が~~関係部局と調整の上、~~派遣及びその期間を~~決定するものとする。

~~なお、~~県（危機管理局）は、~~職員に対する研修会の開催や、資機材等の整備を行い、派遣体制を確保する。情報連絡員が行う業務への職員の習熟を図るための研修会等の実施並びに必要な資機材整備等情報連絡員の円滑、的確な活動の促進に努めるものとする。~~

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 他市町村への応援の準備
- 2 県内市町村の相互応援に係る体制の整備
- 3 県外市町村との災害時応援協定締結の促進

第4章 消防活動体制の整備

(消防局、県危機管理局、県教育委員会、市町村)

第1節 目的

この計画は、消防施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を風水害その他の災害から保護するとともに、これらの災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

第2節 消防組織の整備

1 消防組織及び施設の現況

(1) 消防本部の現況

県内の常備消防は、東部広域行政管理組合・中部ふるさと広域連合・西部広域行政管理組合の3つの広域行政管理組合等（市町村の一部事務組合及び広域連合）に消防本部が設置され、消防の事務を行っている。主な消防の事務は、次のとおりである。

- ア 火災・事故の予防（予防査察、意識啓発、消防力の整備 等）
- イ 消火の活動及び原因・損害の調査（消火、延焼防止、救出救助 等）
- ウ 救急業務（傷病者の搬送、応急手当 等）

(2) 消防団の現況

ア 消防団は、常備消防と同様に市町村の消防機関であり、その構成員である消防団員は、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員である一方、他に本業を持ちながら、自らの意志に基づく参加、すなわちボランティアとしての性格も合わせ有しており、「地域密着性」「要員動員力」「即時対応力」といった3つの特性を活かしながら、初期消火や残火処理等を行うほか、大規模災害時等には住民の避難誘導や災害防衛等を行っている。

イ また、平時においても地域に密着した活動を展開しており、消防・防災力の向上、コミュニティの活性化に大きな役割を果たしている。

ウ なお、本県においては水防法にいう水防団は置かず、消防団を水防活動に当たらせている。

(3) 消防防災航空隊の現況

ア 県（危機管理局）は、鳥取空港内に鳥取県危機管理局消防防災航空センターを置き、消防防災航空隊を組織している。

イ 消防防災航空隊は、市町村又は消防局からの要請に応じ、又は自ら必要であると認めたときは、消防防災ヘリコプターを用いた消防の支援活動を行っている。

(4) 施設の現況

消防水利の現況、消防自動車等の保有状況は、資料編のとおり。

2 消防組織及び施設の整備充実対策

市町村及び消防局は、県民の消防需要に的確に対応するため、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、消防力の整備指針（消防庁告示。以下、本章において「整備指針」という。）に基づき、その消防力の整備を図るものとする。

(1) 常備消防組織の整備充実

消防局は、緊急時に消防職員が速やかに参集し、災害応急活動が行えるよう次の計画を作成し、組織体制を整備するとともに、消防職員がその業務を的確に実施するために必要な職務能力を有し、相互に連携した活動を行うことができるよう配慮するものとする。

- ア 人員計画
- イ 組織分掌計画
- ウ 消防局及び署の部隊編成計画

(2) 消防団の整備充実

県・市町村は、消防団員を確保するとともに、消防団の充実強化と活性化を図るため、次に掲げる取り組みを積極的に推進するものとする。

ア 市町村は、女性や公務員等の消防団への加入促進を図るとともに、消防団協力事業所表示制度の導入等により民間企業の従業員等が勤務地の消防団に入団しやすい仕組みづくりや消防団員の処遇の改善に努め、十分な消防団員数の確保に努めるものとする。

イ 市町村・消防局は、事業所・学校等への避難訓練や救命講習等の防災教育の推進を通じ、消防団への入団促進を図るよう努めるものとする。

ウ 県（危機管理局）は、防災・危機管理対策交付金による市町村への支援、職員に対する積極的な消防団加入への働きかけ、消防学校による消防団員の教育訓練の充実、知事表彰の実施による消防団活動の積極的な顕彰などにより、消防団の充実強化を推進するものとする。

エ 県及び市町村は、消防団活動への県民の意識を高めるための広報を積極的に行うものとする。

(3) 消防施設の整備充実

ア 市町村及び消防局は、消防庁から示された「整備指針」等に基づき、消防ポンプ自動車、防火水槽及び救

助資機材等の消防施設について整備を行っているところであるが、引き続きこれら施設の整備に努めるものとする。

イ 市町村は、消防団が使用する資機材を保管する消防機庫の整備に引き続き努めるものとする。

(4) 緊急消防援助隊に係る体制の整備

ア 応援・受援体制の整備

県（危機管理局）、市町村及び消防局は、緊急消防援助隊の派遣・受入については「緊急消防援助隊鳥取県隊応援等実施計画」「鳥取県緊急消防援助隊受援計画」の定めるところにより、応援及び受援体制を整えるものとする。

イ 緊急消防援助隊の維持、強化

(ア) 県（危機管理局）及び消防局は、緊急消防援助隊の登録部隊の維持、強化を図るものとする。

(イ) 県（危機管理局）、市町村及び消防局は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進するものとする。

3 消防団の活動環境の整備

県（危機管理局）、市町村及び消防局は相互に連携し、以下に例示する対策等を踏まえ、消防団の活動環境の整備を推進するものとする。

(1) 地域住民、被雇用者、女性が参加しやすく活動しやすい活動環境・制度の導入

ア 消防団組織・制度の多様化

(ア) 特定の活動や大規模災害等に限定して参加する消防団員（機能別団員）あるいは分団（機能別分団）の制度等を導入する。

(イ) 条例上の採用要件として性別・年齢・居住地等を限定している場合には、当該条例を見直し、幅広い層の住民が入団できる環境を整備する。

イ 被雇用者団員の活動環境の整備

(ア) 昼夜間を通して災害対応が可能な団員を確保するため、バランスの取れた団員確保を行うとともに、団員の勤務状況を把握し、必要な団員が出場できる団員相互の支援体制を確立する。

(イ) 市町村における消防団協力事業所表示制度の導入促進を図るとともに、消防団活動に深い理解又は協力を示す事業所に対する知事表彰の実施等により、消防団と事業所との連絡・協力体制を確保し、消防団員となった従業員が消防団活動をしやすい環境整備を行う。

(2) 地域住民・事業所の消防団活動への理解と協力の促進

ア 地域において、住民・事業所・自主防災組織等の協力を得るため、市町村、消防団が中心となり、地域の防災体制を検討・協議する場を設置し、協力の範囲・方法を協議する。

イ 火災予防広報、防火診断等地域住民と接する活動を積極的に展開し、効果的な広報施策を展開する。

ウ 自主防災組織、女性防火クラブ等、各地域の様々な防災関連地域組織と連携し、協力体制を構築する。

4 消防団の情報伝達体制の整備

県（危機管理局）は、大規模な災害が発生し、常備消防の到着が遅れている場合等、消防団から県（危機管理局）又は消防本部に対して被害情報の提供を行うよう、消防団幹部に依頼するとともに、あらかじめ消防団長をはじめとする消防団幹部と相互に連絡ができる体制の構築に努めるものとする。

第3節 火災予防対策

1 防火対象物に対する防火対策

(1) 立入検査等

春季及び秋季の火災予防運動その他必要の都度、各消防局は各家庭及び興業場、百貨店、旅館、飲食店その他の施設、若しくは公衆の出入りする場所その他関係のある場所を立入検査し、防災安全対策上問題のある点は、関係者に対し万全を期すよう指導する。

(2) 建築同意制度の活用

消防局は、消防法の規定による建築同意制度により、建築面からの火災予防の徹底を図る。

(3) 防火対象物定期点検制度の推進

消防局は、防火対象物定期点検報告制度又は自主点検報告制度の対象となっている施設について、リーフレット等により広く周知する。

2 建造物防火対策

震災対策編第1部第3章「地震災害に強いまちづくり」参照。

3 住宅防火対策

市町村、消防局及び県（危機管理局）は、住宅用火災警報器の奏功事例の提供等各種広報活動や研修会の開催等により、県民による住宅用火災警報器の早期設置の促進を図るものとする。

4 危険物に対する防火対策

大規模事故対策編第1部第6章「危険物等災害の予防」を参照。

5 林野火災予防対策

(1) 広域的、総合的消防防災体制の確立

- ア 市町村その他の防災関係機関は、相互に連携を密にし、林野火災の発生防止及び火災による損害を軽減して森林資源の確保と県土の保全を図ることとする。
- イ 市町村は、林野火災に対処するため消防団員を確保するとともに、消防防災ヘリコプターを活用し、林野火災に対処することとする。
- ウ 水利の少ない岡山県境での林野火災に備え、鳥取・岡山両県の間で消防防災ヘリコプターのダム水利の使用に関する協定を締結している。引き続き、他県との間での協定締結に努める。

(2) 出火防止対策

市町村及び消防局は、林野火災の出火原因の大部分が失火であることに鑑み、失火防止に関する啓発広報の促進、火災多発危険期における巡視及び監視の徹底を図るものとする。

6 防火教育・広報の推進

県（危機管理局、教育委員会）、市町村及び消防局等は、防火教育・広報活動により防火思想の普及と防火意識の高揚を図る。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 常備消防との連携及び常備消防の整備充実
- 2 消防団の整備充実
- 3 消防施設の整備充実
- 4 高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進
- 5 消防団の情報伝達体制の整備
- 6 林野火災の発生防止及び応急対策
- 7 失火防止に関する啓発広報の促進
- 8 火災多発危険期における巡視及び監視の徹底
- 9 防火教育・広報の推進

第5章 応援・受援計画

（国、県、市町村、消防、海上保安庁、自衛隊ほか）

第1節 目的

本計画は、災害が発生した場合において、県及び市町村が災害応急対策を含む業務の継続に必要な資源を確保するため、災害の規模や被災地のニーズに応じて他の地方公共団体等から円滑に応援を受けることができる体制又は応援することができる体制を整備することを目的とする。

第2節 応援・受援の総則

1 計画の位置付け

本章及び、災害応急対策編（共通）「第1章 応援・受援計画」は、防災基本計画において、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、県が地域防災計画に位置づけるよう努めることとされている応援計画及び受援計画である。

なお、県地域防災計画に定めているもの（各章に定める応援や受援に係る部分を含む）のほか、県が別途作成している応援や受援に関する各種のマニュアル等については、一体をなすものである。

2 応援・受援の定義

（1） 応援

応援とは、災害時に、災害対策基本法や災害時相互応援協定などにに基づき、又は自主的に人的・物的資源などを支援・提供することをいう。

（2） 受援

受援とは、災害時に、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPO やボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受け、効果的に活用することをいう。

第3節 受援計画

1 受援体制の整備

（1） 県（危機管理局）及び関係機関は、他県等からの応援が得られた場合において速やかな受入体制を構築できるよう、平時から体制整備に努めるものとする。

なお、防災関係機関の連携体制の整備については、本章に定めるもののほか、災害予防編（共通）第4部第1章「防災関係機関の連携体制の整備」によるものとし、~~なお、~~平時から行うべき主な取組は次のとおりである。

ア 応援及び受援の実施に必要な組織体制を整備する。

イ 応援及び受援に関する計画等を策定し、定期的に見直すとともに、必要に応じて修正する。

ウ どの業務に対し、どのような人的・物的資源が必要か、保有している資源はどのくらいあるかを整理し、把握しておく。

エ 研修や訓練等の実施により、応援・受援の実効性を高めるとともに、関係機関や自治体同士で相互理解を深め、良好な関係性を構築する。

（2） 県（危機管理局）は、国や他の自治体からの応援の受入体制を整備するよう努めるとともに、各機関と平素からの連携協力体制を構築するよう努める。

~~本章のほか、災害予防編（共通）第4部第3章「自治体の広域応援体制の整備」による。~~

ア 中国地方の各県

中国ブロックからの応援の受入については、「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定に基づく支援・受援マニュアル」によるものとする。

イ 中国・四国地方の各県

中国・四国ブロックからの応援の受入については、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定に基づく支援・受援マニュアル」によるものとする。

なお、徳島県からの応援の受入については、「鳥取県と徳島県との相互応援活動要領」によるものとする。

ウ 関西広域連合

関西広域連合からの応援の受入については、「関西広域応援・受援実施要綱」によるものとする。

エ その他国の機関

国土交通省（中国地方整備局）の情報連絡員の受入については、災害の発生状況に応じて随時行うものとし、平時から連絡体制の整備等に努める。

オ 災害時医療救護チーム等

DMAT、~~→~~他の医療機関から派遣された医療救護班等の災害時医療救護チーム等の受入については、災害予防編（共通）第6部第1章「医療（助産）救護体制の整備」による。

(3) 〃県（危機管理局）は、県外等からの応援部隊の受入体制を整備するよう努めるとともに、平素からの連携協力体制を構築するよう努める。

ア 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊の受入については「鳥取県緊急消防援助隊受援計画」によるものとする。その他、災害予防編（共通）第4部第4章「消防活動体制の整備」による。

イ 海上保安庁

海上保安庁の受入については、災害応急対策編（共通）第4部第6章「海上保安庁の応援要請」による。

ウ 自衛隊

自衛隊の受入については「自衛隊受援計画」によるものとする。

エ ヘリコプター

各関係機関のヘリコプターの受入については、災害予防編（共通）第7部第5章「ヘリコプター活用体制の整備」による。

(4) 〃ボランティアとの連携

県、市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

また、プロボノ（職業上持っている知識・技能、資機材を活かして社会貢献するボランティア）についても、連携を図る。

具体的には、相互に情報共有する場を設け、各団体の支援可能な能力の把握、緊急時の連絡体制の確認などを行うよう努めるものとし、詳細については災害予防編（共通）第10部第2章「ボランティア受入れ体制の整備」による。

(5) 市町村の体制整備

市町村は、県に準じて受援体制の整備を行う。

2 連絡体制

県（危機管理局）、市町村及び関係機関は、応援要請を行う際の連絡調整が円滑に行われるよう、緊急連絡先の確認やホットラインの構築、応援要請手順を定めておくなど、あらかじめ連絡体制等の整備に努める。

3 活動拠点等

(1) 〃県災害対策本部における受入

県（危機管理局）は、関係機関及び国等の応援や、政府の情報先遣チーム等を受け入れるため、あらかじめ県庁内外に受援スペースや必要な機器を確保し、受入体制を整備するものとする。

なお、県災害対策本部においては、必要に応じて県庁第2庁舎の会議室を活動スペースとして提供することを予定している。

(2) 〃応援部隊の活動拠点等

県（危機管理局）又は消防局は、自衛隊等の大規模な応援部隊を受け入れた際の活動拠点等をあらかじめ定め、施設管理者及び所有者と利用について協議調整しておくとともに、平時から周知を図るものとする。なお、拠点等の設定に当たっては、避難所や物流拠点等、他の用途との重複の状況や、優先順位について留意するものとする。

(3) 市町村の体制整備

市町村は、県に準じて受入体制を整備するものとする。

第4節 応援計画

他の自治体への応援については、災害予防編（共通）第4部第3章「自治体の広域応援体制の整備」による。

第5節 市町村地域防災計画

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 受援・応援の体制
- 2 ボランティア団体等との連携

災害予防編（共通）

第5部

避難対策計画

|

|

第1章 避難所等確保計画

(市町村、県危機管理局、県教育委員会)

第1節 目的

この計画は、災害時に避難する場所を確保し、その運営体制を整備することを目的とする。

第2節 指定緊急避難場所等の整備

1 指定緊急避難場所の整備

(1) 市町村は、災害対策基本法第49条の4で定められた基準に基づき、災害の種類ごとに、災害等から緊急に逃れる避難場所として指定緊急避難場所を指定する。

なお、浸水被害に備えた指定緊急避難場所については、逃げ遅れが生じた場合等に備え、浸水想定区域内で高層階を有する建物（浸水想定深により判断）を指定して差し支えないものとするが、その場合でも、早期に浸水想定区域外へ避難することが理想的な避難行動であることなど、災害の状況に応じた避難の方法について平時から周知するよう努めるものとする。

(2) 市町村は、緊急避難場所ごとに、災害の危険が切迫した緊急時に施設の開放を行う担当者を予め定める等管理体制を整備しておくものとする。

(3) 市町村は指定緊急避難場所の指定に当たり集落全体が土砂災害警戒区域内に含まれる地区については、同区域外の場所を指定し、早期の避難指示等の発出に努めるものとする。

(4) 指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

(5) 指定緊急避難場所の指定基準

災害種別	指定基準
地震以外の異常現象	<p>①管理条件 災害が切迫している状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。</p> <p>②立地条件 異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。</p> <p>③構造条件 指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、このうち、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。</p>
地震	<p>①管理条件 災害が切迫している状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。</p> <p>②当該施設が地震に対して安全な構造であること</p> <p>③場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。</p>

2 指定避難所の指定

(1) 市町村は、災害対策基本法第49条の7で定められた基準に基づき、被災者が一定期間、避難生活をする指定避難所を指定する。

(2) 市町村は、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所など要配慮書を受け入れる機能を有する施設を中心に要配慮者を滞在させる避難所（福祉避難所）を指定するものとする。

(3) 指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

(4) 指定避難所の指定基準

①規模条件

被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。

②構造条件

速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

③立地条件

想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

④交通条件

車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。

※福祉避難所関係

専ら要介護高齢者、障がい者等の要配慮者のための指定避難所については、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制等を有すること。

3 指定緊急避難場所等の指定に係る留意事項

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所（以下、本章において「指定緊急避難場所等」という。）指定に当たっては、地震等の影響により飛散する可能性があるアスベストが使用されていない施設であること（既に指定された指定緊急避難場所等についても、アスベストの使用の有無を確認するとともに、使用が確認された場合の処置工法が「除去」によらない施設については、指定の見直しを検討するものとする。）について留意するものとする。

(2) 指定緊急避難場所等以外の施設の活用

指定緊急避難場所等として指定されていない公共施設や、協力が得られる民間施設等も積極的に活用し、災害の態様に応じて十分な避難先が確保できるよう整備するものとする。

(3) 応援機関の受援施設との調整

ア 県が策定する「自衛隊受援計画」及び「鳥取県緊急消防援助隊受援計画」等で、応援機関の活動拠点として指定が想定されている施設については、原則として、指定緊急避難場所等として指定しないこと。

イ 既に指定された指定緊急避難場所等が応援機関の活動拠点として指定が必要となった場合には、県と調整の上、指定の見直しを検討すること。

ウ ただし、当該地域の事情により他に適当な施設がない場合は、避難者の生活と応援機関の活動拠点としての利用が相互に支障がないよう、利用方法等を調整しておくものとする。

(4) 施設管理者との事前協議

市町村は、指定緊急避難場所等として指定する予定の施設の管理者と使用方法、避難所運営に関する役割分担、連絡体制について事前に協議し、災害対策が円滑に行われるようにしておくものとする。

(5) 学校の指定

市町村は、学校を指定緊急避難場所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定緊急避難場所等としての機能は応急的なものであることを認識の上、施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

なお、県立学校については、次のとおり事前協議を行うものとする。

ア 県立学校の施設を指定緊急避難場所等として指定する場合は、次の事項を該当校と協議・確認し、その結果を県教育委員会施設管理主管課（教育環境課）に報告するものとする。

(ア) 指定緊急避難場所等として指定する施設の範囲

(イ) 避難地区の範囲

(ウ) 避難地区住民への周知の方法

イ 県立学校の施設を指定緊急避難場所等として指定している市町村は、毎年度当初に上記事項を協議・確認し、その結果を県教育委員会施設管理主管課（教育環境課）に報告するものとする。

なお、学校施設は、夜間は施錠されているため、開設に必要な事項（鍵の管理、緊急時の連絡先等）について、あらかじめ該当校と調整を図っておく。

(6) 県有施設の指定

県は、市町村から県有施設について指定緊急避難場所等に指定したい旨の協議等があった場合は、当該市町村の意向を尊重し、積極的に協力するよう努める。県（各部局）は、指定緊急避難場所等として指定された県有施設との事前調整に努める。

(7) 指定管理者との調整

ア 指定緊急避難場所等の指定に当たって、指定管理者により管理されている施設については、施設を管理する地方公共団体は、あらかじめ指定管理者と必要な調整を行うものとする。

イ すでに指定緊急避難場所等に指定された施設が、指定管理者による管理施設となったときも、同様に必要な調整を行うものとする。

(8) 県への通知

市町村は、指定緊急避難場所等を指定したときは、県へ通知するものとする。

(9) 指定緊急避難場所等以外の施設の体制整備

市町村は、指定緊急避難場所等以外で、事実上避難の用に供される施設については、本章の趣旨を踏まえ、指定緊急避難場所等に準じた防災対策を講じる。（指定緊急避難場所等の指定に関するものを除く。）

4 指定避難所の設備及び物資等の整備又は準備

(1) 市町村は、指定避難所において避難者が生活するために必要な施設・設備の整備に努めるとともに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性の視点にも配慮した施設・設備の整備に努める。

＜指定避難所で必要な施設・設備の例＞

換気、照明、給水施設、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器やWi-Fi設備、避難所施設へのLPガスの常設等

＜高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性の視点にも配慮した施設・設備の例＞

空調、洋式トイレ、男女別のトイレ、男女別の更衣室、授乳室等

- (2) 避難生活に必要な物資等は、なるべく指定避難所や、その近傍に地域完結型の備蓄施設を確保の上、備蓄することに努める。（食料、保存水、常備薬、毛布、携帯トイレ、炊き出し用具、紙おむつ、生理用品等）
- (3) 浸水の可能性がある場所に堅牢な避難所を設置している場合は、なるべく施設の上階に保管する。
- (4) 市町村は、「特設公衆電話の設置・利用及び通信の確保等の協力に関する協定」に基づき、災害時の被災者等の通信の確保を目的とした特設公衆電話の事前設置を検討する。
- (5) 県及び市町村は、指定避難所となることが想定される学校等について、指定避難所となることを想定した施設のバリアフリー化、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。
- (6) 県は、要配慮者向けの避難所用品のモデル的な備蓄や市町村への貸与、訓練での活用等を通じて、市町村と連携して避難所の生活環境の改善を進めるよう努めるものとする。

5 避難路の指定・整備

市町村は、避難活動に当たって困難な事態が予想されるので、あらかじめ指定緊急避難場所等への避難路を指定し、必要な施設等の整備に努めるものとする。

- (1) 避難路は、水路沿いやがけ地付近などを極力避けて選定するものとする。
- (2) 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。
- (3) 災害時における混乱を防止し避難を容易にするため、警察本部は関係道路について、駐車禁止等の交通規制を実施する。

6 一時的な施設の借り上げ等の準備

県及び市町村は、多数の住民避難により指定避難所が不足する場合及び避難が長期化した際の要配慮者等の避難先として活用する場合を考慮し、民間賃貸住宅の借り上げや、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の事業者とあらかじめ協定を締結することによる一時的な施設の借上げ等多様な指定避難所の確保に努める。

7 指定緊急避難場所等に関する広報

(1) 市町村による広報

市町村は、住民が適時適切な避難行動をとることができるようにするため、次の事項につき、平素から住民も参加する防災マップ・ハザードマップ等を活用した訓練や支え愛マップづくりなどにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努めるものとする。

- ア 指定緊急避難場所等の名称及び所在位置
- イ 指定緊急避難場所等への経路（避難路）
- ウ 避難受入れ後の心得（受入れされた施設の運営管理のために必要な知識等）
- エ 指定緊急避難場所等を住民自ら開錠が必要な場合の方法
- オ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割の違い
- カ 指定緊急避難場所が災害の種類ごとに指定されていること
- キ 指定避難所は、災害の種類や被災状況によって使用に適さない場合があること

(2) 県による広報

県（危機管理局）は、ホームページで指定緊急避難場所等の情報を公表し、周知の支援を図るものとする。

(3) 指定緊急避難場所等の案内板等の設置

県、市町村は、図記号等による分かりやすい案内板等の設置を行い、日頃から指定緊急避難場所等の場所を分かりやすく掲示するよう努めるものとする。

第3節 運営体制の整備

1 避難所運営マニュアル等の策定

市町村は、避難所運営を円滑に実施するため、次の事項に留意した避難所運営マニュアル等をあらかじめ策定するものとする。

- (1) 指定避難所の施設規模に応じた受入規模、レイアウトの決定
- (2) 避難所の開設手順（夜間・休日等の対応を含む）
- (3) 配置する職員の日安
- (4) 避難者等の協力を含めた運営体制（住民の積極的な避難所運営への参加）
- (5) プライバシーの確保
- (6) 要配慮者への配慮（良好な生活環境の確保）
- (7) エコノミークラス症候群対策
- (8) 老若男女のニーズの違いを踏まえた配慮
- (9) 女性や乳幼児を同伴している子育て家庭等のニーズを踏まえた対応
- (10) 女性の悩み、暴力被害者支援等の窓口の周知等
- (11) 指定避難所での備蓄整備（水、食糧、毛布、電球など）
- (12) 備蓄物資及び支援物資の配分計画
- (13) 短期避難対応から長期避難対応への切り替えの手順
- (14) 各種団体（NPOやNGO等）や災害ボランティア等との連携できる体制の構築

- (15) 受け入れ条件の厳しい要配慮者やペット同伴者など個別の事情に対応できる機能特化型の拠点避難所や高機能型の拠点避難所の設置
- (16) ペットと同行して避難できる環境の検討
- (17) 避難所における感染症対策の徹底（体調不良者のための別室の活用、避難者の健康状態の適宜確認（受付時、避難生活時）、避難所内の十分な換気の実施、避難者同士が十分な距離をとること等）

[マニュアル策定にあたっての参考資料]

- 「鳥取県避難所機能・運営基準」（平成19年2月、鳥取県防災対策研究会）
- 「避難所運営マニュアル（鳥取県標準モデル）」（平成23年6月、県福祉保健課通知）
- 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月、内閣府（防災））
- 「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」（平成30年3月、県危機管理局）

2 指定避難所の運営組織の調整及び決定

- (1) 指定避難所開設時の避難者等の協力を得て運営する際の運営組織としては、自治会又は自主防災組織等が想定される。なお、男女の役割を固定的に考えることなく、運営組織役員への女性の参画に努めるものとする。また日本語の意思疎通ができる外国人を運営要員として加えるなど多様な主体で運営組織を構築することに努める。
- (2) 市町村は、あらかじめ、指定避難所開設時の運営組織及び市町村との役割分担を調整し、定めておくものとする。
- (3) 県は、住民による避難所の自主運営ができる体制を推進するため、市町村と連携し、避難所運営リーダー（地域住民）の育成に努める。その際は、積極的な女性リーダーの育成を図るものとする。
- (4) 県及び市町村は、LGBT等、多様な性のあり方について理解するとともに、尊重するよう努め、避難所運営について配慮するよう努める。
- (5) 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難した住民以外の避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

3 運営訓練の実施

市町村は、地域住民や指定避難所運営協力者等と連携した運営訓練等を実施するものとする。
また、市町村は、感染症の拡大の恐れがある状況下での災害対応に備え、運営訓練等の実施にあたっては、感染症対策に配慮したものとなるよう努めるものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 指定緊急避難場所等の指定
- 2 指定避難所の設備及び物資等の配備又は準備
- 3 避難路の指定及び整備
- 4 一時的な施設の借り上げ等の準備
- 5 指定緊急避難場所等に関する広報
- 6 避難所運営体制の整備
 - (1) 避難所運営マニュアル等の策定
 - (2) 指定避難所の運営組織の調整及び決定
 - (3) 運営訓練の実施

第2-4章 避難体制の整備

（市町村、県危機管理局、県福祉保健部、県子育て・人財局、県県土整備部、県教育委員会）

第1節 目的

この計画は、市町村長の避難指示等の発出、避難指示等の伝達、避難誘導等の災害時の避難体制について整備することを目的とする。

第2節 避難体制の整備

1 市町村等の避難の計画の整備

市町村及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、次の事項に留意し、あらかじめ避難の計画を定めておくものとする。

（1）市町村

- ア 過去の災害の発生状況
- イ 災害の発生危険箇所
- ウ 避難指示等を行う基準及び伝達方法
- エ 避難指示等に係る権限の代行順位
- オ 避難所等の名称、所在地、受入れ人員
- カ 避難所等への経路（避難路）及び誘導方法
- キ 避難行動要支援者に配慮した避難支援体制

（2）特定の施設の管理者

学校、病院、事業所等の多数の者が出入又は勤務・居住している施設の設置者又は管理者は、施設内にいる者の避難を迅速・確実かつ安全に行うため、あらかじめ具体的な避難計画を定め、市町村長、消防機関、警察機関等と緊密な連絡を取り、関係者への周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

2 避難指示等の発出体制の整備

（1）避難指示等についての事前周知

ア 市町村は、災害が発生するおそれがある場合等に住民が適時的確な判断ができるよう、住民に対して防災気象情報や避難指示等の意味及び発出時に取るべき行動並びに避難行動の種類について、ホームページや各種の広報媒体により日頃から十分な周知を図るものとする。また、市町村は、一人ひとりの居住地等などの災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて、日頃から周知徹底を図る取組を行うものとする。また、避難指示等は、住民の避難開始から完了までのリードタイムも考慮して危険性が切迫する前に発出されるため、このことについても住民の理解促進を図るものとする。

イ 立退き避難型の安全確保行動（その場から移動する）

【避難指示等一覧】

情報の種類	発出時の状況	住民に求める行動	避難指示等を発出する際の住民への周知内容 （上段：要旨、下段：周知文例）
高齢者等避難	災害が発生するおそれがあり、高齢者等の避難行動に時間を要する住民の避難が必要な状況。	高齢者等の避難行動に時間を要する住民や避難支援者は計画された避難場所への立退き避難を開始（避難支援者は支援行動を開始） これ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、立退き避難の準備を開始	「避難に時間が要する人は避難を開始」 「いつでも避難できるよう準備を開始」 高齢者等避難情報を〇〇地域に発令しました。 高齢者等特に避難行動に時間が必要な方は避難場所への避難行動を、避難支援者は避難支援の行動を開始してください。 そのほかの方も、いつでも避難できるよう、家族等との連絡や非常用持出品の用意等、避難準備を開始してください。
避難指示	災害が発生するおそれが高く、危険な場所から住民の避難が必要な状況	計画された避難場所へ立退き避難を行う。 高齢者等避難の発出後で立退き避難中の住民は、確実な立退き避難を直ちに完了する。	「災害が発生するおそれが高く、直ちに避難」 避難指示を〇〇地域に発令しました。 直ちに避難所等への避難を開始してください。

緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生又は切迫している状況 ・住民が避難所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる場合、いまだ危険な場所にいる住民に対し、直ちに安全確保を図るよう促す必要があると判断される状況 	<p>→指定緊急避難場所等へ立退き避難をすることがかえって危険である場合、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避を行うなど、直ちに安全を確保する。</p>	<p>「命の危険が迫っており、直ちに安全確保」</p> <p>緊急安全確保を〇〇地域に発令しました。</p> <p>命の危険が迫っています。避難場所等への立退き避難が危険な場合には、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避など、直ちに身の安全を確保してください。</p>
--------	---	---	--

※状況に応じて、実況の気象状況や河川の水位状況を付加したり、市町村の実情に応じた共助に関する呼びかけを付加することなども有効。

ii) 屋内待避型の安全確保行動（その場にとどまる場合を含む）

情報の種類	発出時の状況	住民に求める行動
屋内での待避等の安全確保措置	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると住民自身が認めるとき	自宅等の屋内に留まる、建物の2階以上や屋上などの上階への移動（垂直避難）

イ 市町村は、高齢者等避難について、避難指示等の発出において制度的に位置付けるとともに、住民への周知を図るものとする。

ウ 市町村は、避難指示等発出時に住民が適切な避難行動を取ることができるよう、次に掲げる事項について日頃から周知するものとする。

(ア) 避難場所、避難路の事前確認

(イ) 避難指示等発出時の自主避難

エ 市町村は、住民の迅速的確な避難行動を確保するため、夜間等に災害が起こるおそれがある場合には携帯電話や防災ラジオ等を就寝時も身近に置く等、確実に避難指示等の情報が入手できるような行動をとることについて、平常時から住民への啓発を行うものとする。

オ 県は、市町村に対し、避難指示等の判断に当たり技術的な助言を行う窓口を明示するものとする。

カ 県は、自らが管理する河川等の工事や災害による危険箇所・危険度の変化について、遅滞なく関係市町村へ情報提供を行うものとする。

(2) 避難指示等の発出基準の策定

ア 避難指示等の判断・伝達マニュアルの策定

(ア) 市町村は、避難指示等を適時・適切に行うために、鳥取地方气象台・河川管理者・海岸管理者・県・砂防関係機関等の関係機関と連携して、避難指示等の判断・伝達マニュアルを早急に整備するものとする。

【避難指示等の判断基準設定の手順（避難情報に関するガイドライン（令和3年5月内閣府（防災担当）改定、令和4年9月更新））】

(1) 対象とする災害の特定	水害	土砂災害	津波災害
(2) 避難指示等の対象とする区域の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・各河川の洪水ハザードマップの浸水想定区域 ・次の①から③については立ち退き避難が必要であり、具体的な区域（対象家屋）を設定 ①比較的大きい河川（洪水予報河川、水位周知河川） ②山間部等の川の流が速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流れにより家屋の流失をもたらす可能性のある河川 ③河川の氾濫域内の地下、半地下の空間や建物 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域等」 ・土砂災害危険箇所 ・その他の場所 <p>※早期の立ち退き避難が必要だが、土砂災害に対して十分な耐力を有する鉄筋コンクリート造等の建物で土砂が到達するおそれがない土階の場合は屋内安全確保も考えられる。</p>	<p>次の①から③のそれぞれで避難対象区域を設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ①大津波警報の発表時 ②津波警報の発表時 ③津波注意報の発表時 <p>※できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立ち退き避難が必要</p>

(3) 避難指示等発出の判断基準の設定	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保のそれぞれについて判断基準を設定 ※立ち退き避難が必要な場合を想定して設定	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保のそれぞれについて判断基準を設定 ※立ち退き避難が必要な場合を想定して設定	避難指示について判断基準を設定
(4) 避難指示等の伝達方法	ア 伝達文の内容の設定 イ 伝達手段、伝達先の設定（情報伝達手段の整備状況、地域の防災体制）		

(イ) 避難指示等の判断・伝達マニュアルの策定に当たっては、災害の特性と住民に求められる避難行動（事態の切迫した状況下では、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切でない場合には、自宅や近隣建物の2階等に緊急的に避難するなどの行動）に関して留意するとともに、実践的な避難訓練を行う等、住民への十分な周知を行うものとする。

(ウ) 避難指示等の発出基準の策定に当たっては、土砂災害警戒情報、降雨量や河川の水位などの具体的かつ客観的な数値基準を用い、対象地域を細分化して、危険度が高い地域や場所などを明確にした実効性の高い判断基準を策定するものとする。また、必要に応じ、過去の被災状況（例：過去に浸水した場所等）を勘案するものとする。

イ 県（危機管理局）は、避難指示等の発出基準の策定について、支援及び助言に努める。

[避難指示等の判断・伝達マニュアル策定に当たっての参考情報]

●「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））（令和3年5月、~~内閣府（防災担当）~~改定、令和4年9月更新）

https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/

(3) 避難指示等の発出・伝達体制の整備

市町村は、迅速・的確な避難指示等が発出できるよう、次の事項についてあらかじめ体制を整備する。
また、避難指示等の名称だけでなく、災害の状況、とるべき避難行動などを具体的に説明して伝える。

ア 市町村長不在時の発出代行順位

イ 発出の判断に必要な情報の確実な入手体制の整備

ウ 災害種別に応じた避難場所・経路の事前選定

エ 住民、滞在者等が危険を正しく認識できる伝達方法

(ア) 屋内や屋外、豪雨等の騒音発生時も視野に入れた伝達方法

(イ) 多様な要配慮者へ確実に伝達できる方法

(ウ) 受信確認や複数の手段による伝達など確実な伝達方法

オ 首長自身による呼びかけや命令口調での伝達、わかりやすく普遍的な（ユニバーサルな）表現での伝達、「記録的」「災害の発生の可能性が高い」などの危険性が伝わりやすい表現を用いた伝達等、緊急性や危機感を住民へ正しく伝える伝達方法の整備 ※災害の警戒レベルを段階分けして示すことも検討

カ 国又は県に必要な助言を求めるための連絡調整窓口、連絡方法の取り決め、ホットラインを含む連絡先の共有の徹底等

3 市町村地域防災計画の整備

市町村は、避難指示等の発出について、以下の項目について定め、市町村地域防災計画に記載するものとする。

	項目	内容	根拠法令等
全 般	避難指示等の発出の判断基準・考え方	・避難指示等の判断・伝達マニュアルに記載すべき項目のうち、避難指示等の判断基準及び避難すべき地域について、市町村地域防災計画に記載	
	避難場所等（法定）	・災害の種類に応じて、浸水及び土砂災害からの安全性について要配慮 ・その他必要な事項：避難経路、避難誘導體制等	水防法第15条② 土砂災害防止法第8条
	避難行動要支援者への支援体制	・避難行動要支援者の情報把握方法 ・避難行動要支援者に対する情報伝達体制	
洪 水 浸 水 想 定 区	洪水浸水想定区域	・洪水浸水想定区域の名称、箇所等	
	洪水予報等の伝達方法（法定）	・洪水浸水想定区域ごとに規定 ・想定される伝達手段：防災無線、電話、FAX、電子メール等 ・伝達の対象となる情報：洪水予報、避難判断水位（特別警戒水位）到達情報	水防法第15条①
	その他災害時の円滑かつ	・洪水浸水想定区域ごとに規定	

域	迅速な避難の確保を図るために必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・その他必要な事項：洪水予報等の伝達手段（具体的かつ詳細な手段） 	
	地下街、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として特に防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）の名称及び所在地及び洪水予報等の伝達方法（法定）	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域ごとに規定 ・地下街：地下街、地下駐車場等 ・要配慮者利用施設：老人福祉施設（養護老人ホーム等）、身体障がい者厚生施設、身体障がい者更正援護施設（身体障がい者療護施設）、助産施設、児童福祉施設（保育所等）、医療施設（病院等）、特別支援学校 等 ・要配慮者利用施設については、施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものを記載 ・それぞれの施設について、洪水時の避難確保のため、洪水予報等の伝達方法を定める必要がある。 	水防法第15条①及び2
土砂災害	土砂災害警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域の名称、箇所等 	
土砂災害	土砂災害特別警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域の名称、箇所等 	
土砂災害防止法	土砂災害に関する情報の収集及び伝達体制並びに警戒避難体制の整備等（法定）	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域ごとに規定 ・雨量情報、土砂災害警戒情報、住民から前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達体制について記載 ・避難施設その他の避難所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ・急傾斜地の崩壊や土石流の発生のおそれがある場合における社会福祉施設、学校、医療施設その他の防災上配慮が必要な者の円滑かつ迅速な避難体制を確保する必要がある施設の名称及び所在地 	土砂災害防止法第8条
	要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）の名称及び所在地及び土砂災害にかかる情報、予報及び警報の伝達方法（法定）	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域ごとに規定 ・要配慮者関連施設については、土砂災害警戒情報等の情報の伝達体制を定めるものとする。 	土砂災害防止法第8条②
津波	津波浸水想定区域（沿岸市町村のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・津波浸水想定区域の区域、到達予想時間、避難場所（高台若しくは堅牢な建物）等 	

4 ハザードマップの配布等

市町村長は、以下の事項を記載したハザードマップを作成し、印刷物の配布、インターネットの利用その他の適切な方法により、各世帯に提供するものとする。配布したハザードマップについては、住民に対する防災意識の啓発や、知識の習得に役立てるため、活用方法等について継続的に住民への周知を図るものとする。

区分	項目	根拠法令等
洪水浸水想定区域（法定）	洪水浸水想定区域図、浸水した場合に想定される水深、洪水予報等の伝達方法、避難場所、避難経路、避難誘導體制 等	水防法施行規則第4条①
土砂災害警戒区域（法定）	土砂災害警戒区域図、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、避難誘導體制 等	土砂災害防止法第8条③
土砂災害特別警戒区域（法定）	土砂災害特別警戒区域図、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、避難誘導體制 等	土砂災害防止法第8条③
地震・津波の危険性	想定震度、液状化の危険性、津波浸水想定区域、津波警報等の伝達方法、津波発生時の避難場所 等	
洪水浸水リスク図（鳥取方式）	浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深等	

5 住民主体の地域防災力の向上の促進

(1) 市町村は、住民自らが地域で発生するおそれのある災害の危険性について理解し、その危険性を踏まえた避難場所、避難経路及び災害発生が切迫している状況でのとるべき避難行動や応用行動 ~~（予測が可能な災害で、~~

~~安全に避難ができる場合、できるかぎり早い段階で危険な場所からの立ち退き避難を行うことが重要だが、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命・身体に危険が及ぶおそれがあると住民自身が判断するときは、次善策として2階以上の階で斜面等の危険箇所から離れた部屋への屋内待避を行う等、屋内での退避等の安全確保措置を取ること~~を理解し実践する取組を進めるものとする。~~そのためまた、住民は、~~平時から居住環境の安全性の強化（建物の耐震性や家具固定など）を向上するように努めるものとする。

(2) 県、市町村はまた、住民が「自らの命は自らが守る」ことを認識し、主体的に避難行動を取るという自助の取組を促進するとともに、共助の取組を通じて自助の取組を促進する。市町村は県や関係機関とも連携し、防災リーダーの育成及び活動の支援、学校等での防災教育の充実を図り、自主防災組織等住民の共助の取組を支援するものとする。

(3) 県、市町村はまた、住民が主体的に取り組む支え愛マップづくり等を通じた地域ぐるみの避難体制づくりを進めることで、地域防災力のより一層の向上を図るものとする。

6 支え愛避難所への避難と必要な支援の実施

~~鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例では、地域住民が自主的に避難し運営することを前提に、日頃から地域で管理している最寄りの公民館や集会所等を活用した自主避難所を「支え愛避難所」として、避難所の一形態として位置づけている。~~

市町村は、住民による支え愛避難所の開設を確認した場合、その安全性等を確認するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとし、県は市町村に対し気象状況や河川状況を踏まえた水害リスク等を助言するとともに、必要な支援を行うものとする。

~~(参考) 広域的な避難活動について~~

~~2005年に米国で発生したハリケーン「カトリーナ」においては、強風と高潮に伴う大規模な浸水により多数の人的被害と住家被害等が発生したが、組織的な避難支援や、州警察によるカウンタースロー（道路の一方通行化）等の措置により、最大で約110万人を避難させることに成功している。~~

~~本県においても、避難対象世帯が広範囲に及ぶ場合や、遠隔地への避難が必要になった場合等に必要になる広域的な避難活動の支援について、対策の整備に努めるものとする。~~

~~(対策の例)~~

- ~~・避難の規模に応じた所要時間を踏まえた上で、早期の避難情報を発出。~~
- ~~・公共交通機関の協力を得て、遠隔地の避難所へ集団搬送の実施~~
- ~~・市町村の境界を超え、他の市町村（他県の市町村を含む）への避難（及び、避難者の受入）~~
- ~~・タイムラインの作成~~

~~(参考) 支え愛避難所とは~~

~~鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例では、地域住民が自主的に避難し運営することを前提に、日頃から地域で管理している最寄りの公民館や集会所等を活用した自主避難所を「支え愛避難所」として、避難所の一形態として位置づけている。~~

第3節 児童・生徒等の集団避難体制の整備

1 各学校への連絡網の整備

県（教育委員会、子育て・人財局）及び市町村教育委員会は、各学校への通報・連絡が迅速かつ確実に行われるよう、あらかじめ連絡網を準備しておくものとする。

2 各学校の避難計画

学校長は、概ね次の事項を計画しておくものとする。

- (1) 災害の種別、程度、場所に応じた避難指示等の伝達方法
- (2) 避難場所の選定
- (3) 誘導責任者、通報連絡責任者、救護責任者、搬出責任者、整備責任者等
- (4) 災害種別に応じた児童・生徒の携行品

3 校舎における確認事項

学校長は、校舎については、特に非常口を確認し、いつでも使用できるよう整備しておくものとする。

4 児童、生徒への連絡網の整備

- (1) 学校長は、児童、生徒が家庭にある場合における連絡網を整備するよう努めるものとする。
- (2) 学校長は、登下校中に災害が発生した場合の、児童、生徒の状況把握方法についてあらかじめ整備しておくものとする。

5 避難訓練等の実施

学校長は、災害の種別に応じた避難訓練を毎年2回以上実施するとともに、応急処置の方法、連絡体制につき平時から全教職員へ理解を深めておくものとする。

6 その他の学校等における避難体制の整備

- (1) 県立学校、私立学校等においても、市町村立学校に準じて集団避難体制の整備を行う。
- (2) 市町村は、保育所等における避難体制及び保護者への連絡体制等について、学校に準じて整備を行う。

第4節 広域避難体制の整備事前の広域避難

市町村圏域を超えた事前の広域避難については、災害発生のおそれがある段階における国の災害対策本部の設置、市町村長、知事による広域避難の協議、知事による運送の要請に関する規定等が措置されていることから、事前の広域避難を実現するため、~~県は市町村と調整の上、広域避難に関する指針等を作成し、個別具体的に広域避難について検討していくものとする。~~

県、市町村は、災害時の市町村圏域を超えた広域避難が円滑かつ迅速に実現できるよう、平時から次に掲げる事項について対応体制を準備するものとする。

1 広域避難の必要性の検討

- (1) 広域避難が必要な者の概数の把握
- (2) 広域避難先市町村の選定及び調整

2 広域避難先市町村との事前の取り決め

- (1) 受入の合意
- (2) 施設の利用条件の取り決め
- (3) 移動手段の確保
- (4) 避難経路の整理
- (5) 連絡手段の確保
- (6) 避難所開設の手順
- (7) 住民への事前周知
- (8) 物資・資機材の整備
- (9) 費用負担に係る合意
- (10) 避難方法の事前合意

3 その他必要な取組

- (1) 避難場所のリストアップと他市町村との共有
- (2) 広域避難場所の確保
- (3) 避難時間と避難開始時間の想定
- (4) 訓練の実施

第5節 広域一時滞在

県、市町村は、避難所が不足する時、水害時の川や浸水地域を超えた避難を回避する時及び大規模広域災害が発生した時（以下「大規模広域災害発生時等」という。）に円滑な広域避難が可能となるよう、他県、他市町村との広域一時滞在中に係る応援協定の締結、被災者の運送が円滑に実施されるための運送事業者等との協定の締結等、発災時の具体的な避難、受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

また、県、市町村は、災害が発生する前の市町村圏域を超えた予防的避難の手順等（避難対象者の絞り込み、避難先の選定と確保、避難手段等）についても、具体的な検討を進めるものとする。

（1）市町村の役割

- ・市町村は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在中の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる拠点型避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。
- ・市町村は、指定避難所が広域一時滞在中の用にも供する拠点型避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。
- ・市町村は、大規模広域災害時等に円滑な広域一時滞在中が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

（2）県の役割

- ・県は、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる拠点型避難所の指定が促進されるよう市町村への支援等に努める。
- ・県は、市町村から、県有施設（指定管理施設を含む。）を広域一時滞在中の用にも供する拠点型避難所として指定したい旨の申し出があったときは、協力するよう努める。
- ・県は、大規模広域災害時等に円滑な広域一時滞在中が可能となるよう、関西広域連合、関係府県その他関係機関と連携し、他の都道府県との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 市町村管理施設の避難の計画の整備
- 2 避難指示等の発出体制の整備
 - (1) 避難指示等についての住民等への事前周知
 - (2) 避難指示等の発出基準の策定（避難指示等の判断・伝達マニュアルの策定）
 - (3) 避難指示等の発出・伝達体制の整備
- 3 避難指示等の発出基準
 - (1) 避難指示等の発出の判断基準・考え方
 - (2) 避難場所等（法定）
 - (3) 避難行動要支援者への支援体制
 - (4) 浸水想定区域の名称、箇所等
 - (5) 洪水予報等の伝達方法（法定）
 - (6) 地下街、要配慮者利用施設の名称及び所在地及び洪水予報等の伝達方法（法定）
 - (7) 土砂災害警戒区域の名称、箇所等
 - (8) 土砂災害特別警戒区域の名称、箇所等
 - (9) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達体制（法定）
 - (10) 土砂災害の警戒区域毎の避難施設その他の避難所及び避難路その他の避難経路等（法定）
 - (11) 要配慮者関連施設の名称及び所在地及び土砂災害にかかる情報、予報及び警報の伝達方法（法定）
 - (12) 津波浸水想定区域の箇所等（沿岸市町村のみ）
 - (13) その他災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 4 住民へのハザードマップの配布等による周知
- 5 児童・生徒等の集団避難体制の整備
 - (1) 各学校への連絡網の整備
 - (2) 学校の避難計画の準備
 - (3) 児童、生徒への連絡網の整備
 - (4) 避難訓練等の実施
 - (5) 保育所等における避難体制等の整備
- 6 広域一時滞在のできる拠点型避難所の決定

第3-2章 要配慮者等の安全確保計画

（県危機管理局、県交流人口拡大本部、県福祉保健部、市町村、社会福祉施設等関係機関ほか）

第1節 目的

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時において特に配慮を要する者について、その状況を把握し、それぞれの態様に応じた防災知識の普及を図るとともに、災害時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握を進めることを目的とする。

第2節 要配慮者の安全確保計画

1 要配慮者の定義

要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等災害時において特に配慮を要する者である。

2 要配慮者の把握

市町村は、災害の発生に備え、要配慮者に対する支援が適切に行われるように、地域包括支援センター等とも連携の上、要配慮者の居住地や家族構成、災害時の支援の必要性等の情報を把握しておくよう努める。

3 要配慮者へ配慮した取組の推進

(1) 県、市町村は、気象情報や避難に関する情報等が、要配慮者の多様な特性に配慮し、確実に伝達されるよう体制の整備を行う。

(2) ~~また、~~ 県、市町村は、防災知識の普及、防災訓練の実施、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において、要配慮者の態様に応じたきめ細かな施策を、他の福祉施策等との連携の下に行われるよう体制整備に努める。

(~~3-2~~) 市町村は、鳥取県公衆衛生活動チーム、鳥取県災害派遣福祉チーム（DWA T）及びこころのケアチーム等の受入体制を整備するなど、福祉・医療等の関係者と連携、協力して、要配慮者の多様な特性に配慮し、避難所等の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

(~~4-3~~) 国、県、市町村は、地域の住民、事業者が平時からコミュニケーションを図り、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うとともに、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行うことなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進していくよう、支え愛マップづくりの推進などを通じた住民の防災意識の向上のための取組に努めるものとする。

(~~5-4~~) 県（危機管理局・交流人口拡大本部）は、市町村や公益財団法人鳥取県国際交流財団などと連携し、多言語表記の地震等への備えを説明する防災ハンドブックの配布や、災害に備える意識醸成のための防災学習会の開催など、外国人のための防災対策を実施・支援するものとする。また、SNSやITを活用した多言語での情報発信の体制や、在住外国人や外国人観光客からの相談に多言語で対応できるよう、平常時や災害時における総合的な相談体制を整備するものとする。

(~~6-5~~) 県は、関係機関等と連携し、医療、福祉、旅館・ホテル、公共交通等における情報発信の多言語化に努めるものとする。

4 福祉避難所等の確保

(1) 市町村は、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定するとともに、平時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努めるものとする。

また、福祉避難所への避難を要さない要配慮者が一般の避難所で生活しやすくなるよう、一般の避難所において要配慮者向けのスペースを設ける等、保健師や福祉専門職等の協力を得て、要配慮者の態様に応じた支援体制の整備等に努める。

併せて、福祉避難所等における要配慮者への必要な緊急的ケア、福祉サービスの手続きや調整などの支援体制について、平時から保健師や福祉専門職員等と連携しながら整備するものとする。

(2) 県は、市町村が行う福祉避難所の整備や運営に必要な支援体制の整備やマニュアルの提示等により、災害時の早期開設及び良好な運営に向けた取組に協力するものとする。

(3) 市町村は、福祉避難所に受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じてあらかじめ福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

5 要配慮者利用施設における体制整備

(1) 市町村は、平時から、社会福祉施設、学校、医療施設などの要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）での災害時の受入・支援体制を整備するものとする。また、水防法及び土砂災害防止法の規定に基づき、要配慮者利用施設に係る警戒避難体制の整備を行うものとする。なお、土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針では、「学校」については幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校が対象と想定している。

ア 災害時の応援協定の締結

- イ 福祉避難所としての指定
 - ウ 災害時の連絡経路及び支援体制の確立
 - エ 施設利用方法等を確認
 - オ あらかじめ施設利用対象者を把握（把握後は避難方法を定める）
- (2) 県、市町村、施設管理者は、要配慮者利用施設の防災設備・資機材の整備、施設職員の防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実を図るものとする。
- また、県は、大規模停電発生時に電源車の派遣など円滑な支援が実施できるよう、要配慮者利用施設の非常用電源の設置状況や最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等の情報を整理するよう努めるものとする。
- (3) 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法及び土砂災害防止法に基づき、避難確保計画を策定し、避難訓練を実施するものとする。
- なお、市町村は、市町村地域防災計画に位置付けのある要配慮者利用施設の避難確保計画の策定状況を把握し、その避難や避難支援が実効的なものとなるよう必要な助言等を行うよう努めるものとする。県は関係課が連携の上、市町村ごとの状況を把握し、市町村の求めに応じて必要な支援等を行っていくよう努めるものとする。

第3節 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

1 避難行動要支援者の定義

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を取るのに支援を要する人々をいう。

2 避難行動要支援者名簿等の作成等

- (1) 市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。また、避難行動要支援者について、自主防災組織や自治会等の範囲ごとに把握するよう努める。
- (2) 市町村は、避難行動要支援者名簿（災害対策基本法第49条の10）~~や個別避難計画（災害対策基本法第49条の14）~~（以下、本節において「名簿等」という。）を作成するとともに、変更等が生じた場合は随時更新する。作成に当たっては、防災担当課、福祉担当課等との関係課の連携の下、災害リスクの高い場所に居住する者の情報など、平常時より避難行動要支援者に関する情報を防災担当課及び福祉担当課双方が把握・共有するものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿等の活用に支障が生じないよう、名簿等情報の適切な管理に努める。
- (3) 市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた関係機関（避難支援等関係者）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ名簿等を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿等情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。~~また、地域住民が主体となって取り組む支え愛マップづくりなどを通じて、避難行動要支援者の避難支援を行う体制の整備に努める。~~
- (4) 市町村は、~~個人情報保護条例に基づき、個人情報保護審査会の同意を得る等市町村の条例に災害対策基本法第49条の11第2項ただし書及び災害対策基本法第49条の11第2項ただし書に規定する特別の定めを設けた市町村の条例を制定する等ることにより、~~名簿等を活用した避難体制の整備促進に努めるものとする。

3 名簿等の作成方針等

- (1) 避難支援等関係者となる者
- 市町村は、市町村地域防災計画において、地域の実情に応じた避難支援等関係者となる者（消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等）をあらかじめ定める。
- (2) 名簿等に掲載する者の範囲
- 市町村は、市町村地域防災計画において、地域の実情に応じ、名簿に掲載する対象者の基準を定める。
- (3) 名簿等作成に必要な個人情報及びその入手方法
- 市町村は、市町村地域防災計画において、名簿等の作成に必要な個人情報の入手方法をあらかじめ定める。なお、個人情報の種類は、災害対策基本法第49条の10第2項の各号に定めるとおりとする。
- (4) 名簿等の更新に関する事項
- 市町村は、市町村地域防災計画において、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿等更新の方法や頻度をあらかじめ定める。
- (5) 名簿等情報の提供に際し情報漏えいを防止するために求める措置及び講ずる措置
- 市町村は、市町村地域防災計画において、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下本節において「取組指針」という。）」（H25.8内閣府。R3、R5改定）に掲げられている例を参考として、名簿等情報の提供に際し情報漏えいを防止するために求める措置及び講ずる措置をあらかじめ定める。

4 個別避難計画の作成等

- (1) 市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、災害対策基本法第49条の14の規定に基づき、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、避難支援等関係者と連携して、避難支援等を実施するための計画（以下、本節において「個別避難計画」という。）を作成するよう努めるものとする。
- なお、避難支援等関係者が上記3（1）の者と異なる場合は、個別避難計画に係る避難支援等関係者として、あらかじめ定めるものとする。
- (2) 市町村は、個別避難計画が、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新及び災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。
- (3) 市町村は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、その際、取組指針等に留意するとともに、個別避難計画情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。また、地域住民が主体となって取り組む支え愛マップづくりなどを通じて、避難行動要支援者の避難支援を行う体制の整備に努める。
- (4) 市町村は、市町村の条例に災害対策基本法第49条の15第2項ただし書に規定する特別の定めを設けることにより、個別避難計画を活用した避難体制の整備促進に努めるものとする。
- (5-6) 要配慮者が円滑に避難のために立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮市町村は、市町村地域防災計画において、以下を参考として、避難指示等を発出した場合に着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進するための情報の発出及び伝達に当たり配慮する事項を定める。
- ア 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人的確に伝わるようにすること
- イ 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- ウ 高齢者や障がい者等の態様に応じ、必要な情報を選んで流すこと
- (6-7) 避難支援等関係者の安全確保災害時の避難支援等にあつては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を確保することが大前提である。ことから、市町村は、市町村地域防災計画において、避難支援等関係者等の安全確保に配慮すべき事項をあらかじめ定め、その旨を避難支援等関係者及び、名簿掲載者へ周知するよう努める。そのため、市町村は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。
- (7-8) 計画が作成されていない場合の対応市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報提供を行うなど、必要な配慮を行う。
- (8-9) 地区防災計画と個別避難計画の一体的な運用市町村は、地区防災計画が定められている地区で個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により両計画の一体的な運用が図られるよう努める。
- (9) 県、市町村は、要支援者の受入にあたり必要となる資機材の整備に努める。特に医療的ケアを必要とする者については、医療機器の稼働に必要な電源の確保が重要である。

4 支援に当たっての留意事項

支援に当たっては平等・公平性だけを重視するのではなく、介助者の有無や障がいの種類・程度等に応じて関係機関と調整等を行いながら対応するものとする。

なお、医療的ケアを必要とする者については、避難に際して本人の介助に加えて医療機器等の搬送が必要になることから、多くの支援を要することに留意するものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 要配慮者の安全確保計画
 - (1) 要配慮者の把握、要配慮者へ配慮した取組の推進
 - (2) 福祉避難所等の確保
- 2 避難行動要支援者の避難支援体制の整備
 - (1) 避難行動要支援者名簿等の作成
 - ア 避難支援等関係者となる者
 - イ 避難行動要支援者名簿等に掲載する者の範囲
 - ウ 名簿等作成に必要な個人情報及びその入手方法
 - エ 名簿等の更新に関する事項
 - オ 名簿等情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置

カ 要配慮者が円滑に避難のために立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

キ 避難支援等関係者の安全確保

(2) 個別避難計画の作成

ア 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方

イ 避難支援等関係者となる者

ウ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

エ 個別避難計画の更新に関する事項

オ 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置

カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

キ 避難支援等関係者の安全確保

(3-2) 避難行動要支援者の状況把握

(4-3) 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

(5-4) 社会福祉施設等での受入・支援体制の整備

第3章 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

（市町村、県危機管理局、県教育委員会）

第1節 目的

この計画は、災害時の適切な避難のため、緊急の用に供する場所をあらかじめ整備することを目的とする。

※ 本章において、災害対策基本法に定める「指定緊急避難場所及び指定避難所」を「指定緊急避難場所等」という。

※ また、指定緊急避難場所等以外で、事実上避難の用に供される施設については、本章の趣旨を踏まえ、指定緊急避難場所等に準じた防災対策を講じる。（指定緊急避難場所等の指定に関するものを除く）

第2節 指定緊急避難場所等の整備

1 指定緊急避難場所等の整備

（1）市町村ごとに、地域の実態に即した指定緊急避難場所等・避難路等の整備を推進するものとする。

（2）また、図記号等による分かりやすい案内板等の設置を行い、日ごろから指定緊急避難場所等の場所を分かりやすく掲示するよう努めるものとする。

（3）市町村は、要配慮者だけでなく、多くの住民の主体的な避難行動の促進にもつながることから、誰もが安全で安心して過ごすことのできるよう、指定避難所の良好な生活環境の整備に努めるものとする。

（4）県は、停電・断水時にも最低限の避難所生活環境を整えるため、EV・PHEV等と接続することにより電力を外部に取り出すことのできる「外部給電器」の導入等、避難所における非常用電源確保のための取組を進めるものとする。

なお、備蓄した発電機及び外部給電器について、機能を最大限発揮できるよう災害時の配備方法等について事前に検討しておくものとする。

2 指定緊急避難場所等の指定

市町村は、公民館、学校、公園・緑地等の公共的施設等から、その管理者の同意を得た上で、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に応じ、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

県は、市町村から県有施設について指定緊急避難場所等に指定したい旨の協議等があった場合は、当該市町村の意向を尊重し、積極的に協力するよう努める。

なお、市町村は指定緊急避難場所等を指定した場合、県へ通知するものとする。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

（1）指定緊急避難場所

市町村は、災害ごとに、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に開設が可能な管理体制を有するものを指定する。また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

なお、市町村は指定緊急避難場所の指定に当たり集落全体が土砂災害警戒区域内に含まれる地区については、同区域外の場所を指定し、早期の避難指示等の発出に努めるものとする。

また、浸水被害に備えた指定緊急避難場所については、逃げ遅れが生じた場合等に備え、浸水想定区域内で高層階を有する建物（浸水想定深により判断）を指定して差し支えないものとするが、その場合でも、早期に浸水想定区域外へ避難することが理想的な避難行動であることなど、災害の状況に応じた避難の方法について平時から周知するよう努める。

（2）指定避難所

市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けられる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

一般の避難所では、生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

~~(3) 指定緊急避難場所等の指定基準~~

区分	災害種別	指定基準
指定緊急避難場所	地震以外の異常現象	①管理条件 災害が切迫している状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。 ②立地条件 異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。 ③構造条件 指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、このうち、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。
	地震	①管理条件 災害が切迫している状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。 ②当該施設が地震に対して安全な構造であること ③場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。
指定避難所	—	①規模条件 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。 ②構造条件 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。 ③立地条件 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。 ④交通条件 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。 ⑤福祉避難所関係 専ら要介護高齢者、障がい者等の要配慮者のための指定避難所については、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制等を有すること。

なお、上記に加え、指定に当たっては、~~アスベストは地震等の影響により飛散する可能性があるため、アスベストが使用されていない施設であること（既に指定された指定緊急避難場所等についても、アスベストの使用の有無を確認するとともに、使用が確認された場合の処置工法が「除去」によらない施設については、指定の見直しを検討するものとする。）~~について留意するものとする。

~~(4) 指定緊急避難場所等以外の施設の活用~~

指定緊急避難場所等として指定されていない公共施設や、協力が得られる民間施設等も積極的に活用し、災害の態様に応じて十分な避難先が確保できるよう整備するものとする。

~~(5) 応援機関の受援施設との調整~~

~~ア 県が策定する「自衛隊受援計画」「鳥取県緊急消防援助隊受援計画」などで、応援機関の活動拠点として指定が想定されている施設については、原則として、指定緊急避難場所等として指定しないこと。~~

~~イ 既に指定された指定緊急避難場所等が応援機関の活動拠点として指定が必要となった場合には、県と調整の上、指定の見直しを検討すること。~~

~~ウ ただし、当該地域の事情により他に適当な施設がない場合は、避難者の生活と応援機関の活動拠点としての利用が相互に支障がないよう、利用方法等を調整しておくものとする。~~

~~(6) 施設管理者との事前協議~~

市町村は、指定緊急避難場所等として指定する予定の施設の管理者と使用方法、避難所運営に関する役割分担、連絡体制について事前に協議し、災害対策が円滑に行われるようにしておくものとする。

~~(7) 学校の指定~~

市町村は、学校を指定緊急避難場所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定緊急避難場所等としての機能は応急的なものであることを認識の上、施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

~~なお、県立学校については、次のとおり事前協議を行うものとする。~~

~~ア 県立学校の施設を指定緊急避難場所等として指定する場合は、次の事項を該当校と協議・確認し、その結果を県教育委員会施設管理主管課（教育環境課）に報告するものとする。~~

- ~~(ア) 指定緊急避難場所等として指定する施設の範囲~~
- ~~(イ) 避難地区の範囲~~
- ~~(ウ) 避難地区住民への周知の方法~~
- ~~イ 県立学校の施設を指定緊急避難場所等として指定している市町村は、毎年度当初に上記事項を協議・確認し、その結果を県教育委員会施設管理主管課（教育環境課）に報告するものとする。~~
 - ~~なお、学校施設は夜間は施錠されているため、開設に必要な事項（鍵の管理、緊急時の連絡先等）について、あらかじめ該当校と調整を図っておく。~~
- ~~(8) 県有施設の事前調整~~
 - ~~県（各部局）は、指定緊急避難場所等として指定された県有施設との事前調整に努める。~~
- ~~(9) 指定管理者との調整~~
 - ~~ア 指定緊急避難場所等の指定に当たって、指定管理者により管理されている施設については、施設を管理する地方公共団体は、あらかじめ指定管理者と必要な調整を行うものとする。~~
 - ~~イ すでに指定緊急避難場所等に指定された施設が、指定管理者による管理施設となったときも、同様に必要な調整を行うものとする。~~

3 指定避難所の設備及び物資等の整備又は準備

- ~~(1) 市町村は、指定避難所に必要な施設・設備の整備（連携備蓄を含む）に努める（換気、照明等の設備、給水施設、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器整備、避難所施設へのLPガスの常設等）とともに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性の視点にも配慮した施設・設備の整備に努める（空調、洋式トイレ、男女別のトイレ、男女別の更衣室、授乳室等）。~~
 - ~~なお、市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。~~
- ~~(2) 避難生活に必要な物資等は、なるべく指定避難所や、その近傍に地域完結型の備蓄施設を確保の上、備蓄することに努める。（食料、保存水、常備菜、毛布、携帯トイレ、炊き出し用具、紙おむつ、生理用品等）~~
- ~~(3) 浸水の可能性がある場所に堅牢な避難所を設置している場合は、なるべく施設の上階に保管する。~~
- ~~(4) 市町村は、「特設公衆電話の設置・利用及び通信の確保等の協力に関する協定」に基づき、災害時の被災者等の通信の確保を目的とした特設公衆電話の事前設置を検討する。~~
- ~~(5) 県及び市町村は、指定避難所となることが想定される学校等について、指定避難所となることを想定した施設のバリアフリー化、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。~~
- ~~(6) 県は、要配慮者向けの避難所用品のモデル的な備蓄や市町村への貸与、訓練での活用等を通じて、市町村と連携して避難所の生活環境の改善を進めるよう努めるものとする。~~

4 避難路の確保・指定

- ~~市町村は、避難活動に当たって困難な事態が予想されるので、あらかじめ指定緊急避難場所等への避難路を指定し、必要な施設等の整備に努めるものとする。~~
 - ~~(1) 避難路は、水路沿いやがけ地付近などを極力避けて選定するものとする。~~
 - ~~(2) 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。~~
 - ~~(3) 災害時における混乱を防止し避難を容易にするため、警察本部は関係道路について、駐車禁止等の交通規制を実施する。~~

5 一時的な施設の借り上げ等の準備

- ~~県及び市町村は、多数の住民避難により指定避難所が不足する場合及び避難が長期化した際の要配慮者等の避難先として活用する場合を考慮し、民間賃貸住宅の借り上げや、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の事業者とあらかじめ協定を締結することによる一時的な施設の借上げ等多様な指定避難所の確保に努める。~~

6 指定緊急避難場所等に関する広報

- ~~(1) 市町村による広報~~
 - ~~市町村は、住民が適時適切な避難行動をとることができるようにするため、次の事項につき、平素から住民も参加する防災マップ・ハザードマップ等を活用した訓練や支え愛マップづくりなどにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努めるものとする。~~
 - ~~ア 指定緊急避難場所等の名称及び所在位置~~
 - ~~イ 指定緊急避難場所等への経路（避難路）~~
 - ~~ウ 避難受入れ後の心得（受入れされた施設の運営管理のために必要な知識等）~~
 - ~~エ 指定緊急避難場所等を住民自ら開錠が必要な場合の方法~~
 - ~~オ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割の違い~~
 - ~~カ 指定緊急避難場所が災害の種類ごとに指定されていること~~
 - ~~キ 指定避難所は、災害の種類や被災状況によって使用に適さない場合があること~~
- ~~(2) 県による広報~~
 - ~~県（危機管理局）は、ホームページで指定緊急避難場所等の情報を公表し、周知の支援を図るものとする。~~

第3節 運営体制の整備

1 避難所運営マニュアル等の策定

市町村は、避難所運営を円滑に実施するため、「鳥取県避難所機能・運営基準」や「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」を参考として、次の事項に留意した避難所運営マニュアル等をあらかじめ策定するものとする。

- (1) 指定避難所の施設規模に応じた受入規模、レイアウトの決定
- (2) 避難所の開設手順（夜間・休日等の対応を含む）
- (3) 配置する職員の日安
- (4) 避難者等の協力を含めた運営体制（住民の積極的な避難所運営への参加）
- (5) プライバシーの確保
- (6) 要配慮者への配慮（良好な生活環境の確保）
- (7) エコノミークラス症候群対策
- (8) 老若男女のニーズの違いを踏まえた配慮
- (9) 女性や乳幼児を同伴している子育て家庭等のニーズを踏まえた対応
- (10) 女性の悩み、暴力被害者支援等の窓口の周知等
- (11) 指定避難所での備蓄整備（水、食糧、毛布、電球など）
- (12) 備蓄物資及び支援物資の配分計画
- (13) 短期避難対応から長期避難対応への切り替えの手順
- (14) 各種団体（NPOやNGO等）や災害ボランティア等との連携できる体制の構築
- (15) 受け入れ条件の厳しい要配慮者やペット同伴者など個別の事情に対応できる機能特化型の拠点避難所や高機能型の拠点避難所の設置
- (16) ペットと同行して避難できる環境の検討
- (17) 避難所における感染症対策の徹底（体調不良者のための別室の活用、避難者の健康状態の適宜確認（受付時、避難生活時）、避難所内の十分な換気の実施、避難者同士が十分な距離をとること等）

〔参考情報〕

- 「鳥取県避難所機能・運営基準」（平成19年2月、鳥取県防災対策研究会）
- 「避難所運営マニュアル（鳥取県標準モデル）」（平成23年6月、県福祉保健課通知）
- 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月、内閣府（防災））
- 「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」（平成30年3月、県危機管理局）

2 指定避難所の運営組織の調整及び決定

- (1) 指定避難所開設時の避難者等の協力を得て運営する際の運営組織としては、自治会又は自主防災組織等が想定される。なお、男女の役割を固定的に考えることなく、運営組織役員への女性の参画に努めるものとする。また日本語の意思疎通ができる外国人を運営要員として加えるなど多様な主体で運営組織を構築することに努める。
- (2) 市町村は、あらかじめ、指定避難所開設時の運営組織及び市町村との役割分担を調整し、定めておくものとする。
- (3) 県は、住民による避難所の自主運営ができる体制を推進するため、市町村と連携し、避難所運営リーダー（地域住民）の育成に努める。その際は、積極的な女子リーダーの育成を図るものとする。
- (4) 県及び市町村は、LGBT等、多様な性のあり方について理解するとともに、尊重するよう努め、避難所運営について配慮するよう努める。
- (5) 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難した住民以外の避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

3 運営訓練の実施

市町村は、地域住民や指定避難所運営協力者等と連携した運営訓練等を実施するものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 指定緊急避難場所等・避難所・避難路等の整備
- 2 指定緊急避難場所・指定避難所（福祉避難所を含む）の指定
- 3 指定避難所の設備及び物資等の配備又は準備
- 4 避難路の確保・指定
- 5 一時的な施設の借り上げ等の準備
- 6 指定緊急避難場所・指定避難所等に関する広報

~~7 避難所運営体制の整備~~

- ~~(1) 避難所運営マニュアル等の策定~~
- ~~(2) 指定避難所の運営組織の調整及び決定~~
- ~~(3) 運営訓練の実施~~

第4章 孤立予想集落対策の強化

（KDDI、NTTドコモ中国支社、ソフトバンク、楽天モバイル、県危機管理局、県県土整備部）

第1節 目的

この計画は、水害や地震による土砂崩落や積雪等により孤立が予想される集落について、その対策を図ることを目的とする。

第2節 孤立集落について

1 孤立集落及びその発生原因について

孤立集落とは、中山間地域、沿岸地域などの集落において、人の移動、物資の流通が困難となり、住民生活が困難若しくは不可能となった集落をいう。孤立集落の具体的な発生原因としては、以下の要因が挙げられる。

- （1）地震、風水害等に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積、道路への倒木
- （2）地震、風水害等に伴う土砂崩れ、落石、雪崩等の恐れがある箇所に対する事前通行止め
- （3）津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積 等

2 孤立予想集落の特定

県内の孤立予想集落の状況は、資料編のとおりである。

第3節 孤立防止対策

1 孤立予想集落の特定

- （1）市町村は、市町村内の孤立が予想される集落をあらかじめ特定しておくものとする。
- （2）市町村は、ヘリコプター離着陸場一覧（資料編参照）を参考に、当該集落付近のヘリコプター離着陸場を定めておくものとする。ヘリコプター離着陸場が確保できない場合等においては、平時からヘリコプター離着陸場候補地の把握に努めるものとする。

2 情報の孤立防止

- （1）市町村は、孤立が予想される集落内において、非常時に外部との通信が確保できるよう、災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話、移動系防災行政無線等）を配備しておくよう努めるものとする。
- （2）市町村は、孤立予想集落内の情報通信設備の配備場所及び機器の使用方法について住民に周知しておくものとする。
- （3）市町村は、平時から機器の維持管理を自ら行うか地域住民に行わせることとする。
- （4）KDDI、NTTドコモ中国支社及びソフトバンク、楽天モバイルは、携帯電話の不感地帯解消に努めるものとする。

3 孤立災害発生時の応急対策

市町村及び県（危機管理局、県土整備部）は、物理的な孤立をもたらす土砂崩落等が発生した場合における復旧が完了するまでの間の救援方法等の応急対策について、あらかじめ定めておくものとする。

4 事前伐採の推進

県は倒木等による孤立集落の発生や、電気・通信等のライフライン設備の被害を最小限に抑えるため、市町村、事業者等と連携して、危険木の事前伐採を推進する。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 孤立予想集落の特定
- 2 孤立予想集落付近のヘリコプター離着陸場の決定又は把握
- 3 災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話、移動系防災行政無線等）の孤立予想集落への配備
- 4 孤立災害発生時の応急対策の事前の決定
- 5 事前伐採の推進

第5章 帰宅困難者対策の強化

(県危機管理局、県子育て・人材局、県教育委員会)

第1節 目的

この計画は、地震等により交通機能が停止した際に、通勤者、通学者等で自宅に帰ることができない人達の発生による混乱の防止を図ることを目的とする。

第2節 帰宅困難者対策の推進

県（危機管理局）及び市町村は、各主要駅等で発生が予想される帰宅困難者に対して、必要な対策を推進するものとする。

1 帰宅困難者の定義

「通勤、通学、買い物等の目的で周辺地域から流入、滞在している者のうち、公共交通網が被災した場合に帰宅が困難になる者」を帰宅困難者と定義する。

(参考：帰宅困難者の設定例)

- (1) 自宅までの帰宅距離が10km以下の人は、全員の徒歩帰宅が可能
- (2) 自宅までの帰宅距離が10～20kmの人は、帰宅距離が1km増えるごとに10%ずつ帰宅者を減減
- (3) 自宅までの帰宅距離が20km以上の人は、徒歩帰宅は困難
- (4) 妊産婦、幼児、身体障がい者等は、自宅までの帰宅距離が10km以下であっても徒歩帰宅は困難

2 帰宅困難者に対する基本的な対策

- (1) 帰宅困難者を発生させないための対策

県（危機管理局）及び市町村は、県民が帰宅困難者とならないよう、及び帰宅困難者となったときに混乱しないよう、以下の対策を講ずるものとする。

ア 災害発生時には「むやみに行動を開始しない」という基本原則を、帰宅困難者に対して周知徹底する。

イ 県民に対して、日ごろから次のような取り組みを行うよう啓発する。

- (ア) 正確な情報収集をするためのラジオの携帯
- (イ) 地図、懐中電灯の準備
- (ウ) 簡易食料（ビスケット、キャラメルなど）、飲料水、スニーカー等の準備
- (エ) 家族との連絡手段・集合場所についての話し合い
- (オ) 安否確認方法（災害用伝言ダイヤルなど）の確認
- (カ) 歩いて帰る訓練の実施
- (キ) 季節に応じた冷暖準備（雨具、防寒服、手袋など）

- (2) 事業所、学校等における対策の推進

事業所、学校等においては、従業員や生徒の一時保護施設の整備や非常用食糧の備蓄などの対策を推進するとともに、帰宅困難者が発生した場合の安否確認体制や、主要駅やバスターミナル等への職員派遣体制を整備するものとする。

3 帰宅困難者を支援する対策

- (1) 情報収集・提供の体制整備

県（危機管理局）及び市町村は、帰宅困難者が多く発生する主要駅やバスターミナル等との情報収集・提供体制を整備し、帰宅困難者が必要とする情報の迅速な収集・提供に努めるものとする。

- (2) 帰宅支援の協力体制の整備

県（危機管理局）は、コンビニエンスストア及び外食事業者と帰宅困難者支援協定を締結し、協力店舗である「災害時帰宅支援ステーション」において帰宅困難者に対する飲料水やトイレ、交通情報の提供などを行う体制を整備しており、今後も引き続きその充実に務めるものとする。

[協定締結事業者（令和5平成29年4月1日現在）]

業種	事業社名（50音順）
コンビニエンスストア	(株)ファミリーマート、(株)ポプラ、(株)ローソン
外食事業者	(株)壺番屋、(株)ダスキン、(株)モスフードサービス、(株)吉野屋
計	7事業者

- (3) 妊産婦、幼児、障がい者等の受入れ体制の整備

県（危機管理局）及び市町村は、妊産婦、幼児、障がい者等の距離を問わず帰宅が困難な者の健康面等を考慮し、一時的受入可能施設、支援内容等の情報の優先的な提供体制の整備を推進するものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 帰宅困難者を発生させないための対策
- 2 情報収集及び帰宅困難者への情報提供体制の整備
- 3 帰宅支援の協力体制の整備
- 4 妊産婦、幼児、障がい者等の受入れ体制の整備

第6章 ペット同行避難対策の強化

（県危機管理局、県生活環境部、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害という非常時にあっても飼い主が自らの責任の下でペットを適切に飼養し続けられる環境が維持できるよう平時から体制整備や普及啓発を行い、災害時のペットの安全を確保するとともに、避難所等におけるペットをめぐるトラブルを最小化させることを目的とする。

第2節 総則

1 ペット同行避難対策の必要性

近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットと同行避難をすることは、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者が安心して避難できるという点での心のケアの観点からも重要である。

2 基本方針

災害時においてもペットを適正に飼養管理する義務は飼い主にあることを前提とし、被災した飼い主がペットとともに支援を受けることを基本として、平時における予防対策を定める。なお、対策の基本は「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省）等を参考とするものとする。

3 同行避難の意味合い

本章で言う「同行避難」とは、飼い主がペットを同行して避難所等へ避難行動をすることを指し、避難所で人と同室でペットを飼養管理することを意味するものではない。

第3節 飼い主への普及啓発等

県及び市町村は、平時から飼い主自身が災害時に必要となる備えをし、ペットを適正に飼養管理する必要があることについて、飼い主に対して広報や情報提供を通じて、災害予防編第1部第4章第3節に記載する事項に加え、以下の項目について周知や普及啓発に努める。

- (1) 飼い主が平時から災害への備えを行うことにより、自らの安全を確保することが、災害時にもペットを適切に飼養することにつながる。
- (2) 健康面やしつけを含めたペットの平常時からの適正な飼養が、災害時のペットの安全確保にもつながること。
- (3) 災害時にはペットを落ち着かせるとともに、逸走やケガなどに注意してペットとともに避難すること。
- (4) ペットと同行避難する必要が生じることを想定して、平常時から、災害に備えたペット用備蓄品の確保や避難ルートの確認等を行っておくこと。
- (5) 大勢の人が共同生活を送る避難所等において、ペットを原因としたトラブルが生じないよう、ペットと避難した際は、飼養していない避難者に配慮すること。

第4節 同行避難の受入体制の整備

県及び市町村は、災害時にも被災者がペットを適切に飼養管理できるように支援する体制整備に努める。

具体的には次のものが挙げられる。

- (1) 主として県が行う体制整備等
避難所等で必要となる飼料や資機材等の調達体制の確保、鳥取県獣医師会等との連携体制の強化（現地動物救護本部の設置や活動等）、ペットの一時預かりができる協力体制等の構築、広域的な同行避難体制の整備など
- (2) 主として市町村が行う体制整備等
避難所での飼養環境の検討及び整備（施設管理者との事前協議等も含む）、市町村外からの同行避難の受入体制の検討など
- (3) 同行避難のうち、人と同室でペットを飼養管理することができる広域的な拠点避難所の整備を県と市町村が連携し、その具体化について検討を行う。

第5節 訓練等による検証及び体制強化

県及び市町村は、関係機関等とも連携し、災害時のペットの救護や支援が適切に行われるよう、定期的に住民参加型の訓練や研修等を通じて受入体制等の検証や体制強化を行うよう努める。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 飼い主への普及啓発等
- 2 同行避難の受入体制の整備
- 3 訓練等による検証及び体制強化

第7章 避難所等における感染症対策の強化

(市町村、県危機管理局、県福祉保健部)

第1節 目的

この計画は、災害時の適切な避難を促すため、指定避難所等での感染症対策を強化することを目的とする。

第2節 避難所での対策

1 避難所での感染症対策

新型コロナウイルス等感染症流行時には、感染をおそれ避難を躊躇することがないように、以下の点について留意して避難所での感染症対策を徹底するものとする。

- (1) 体調不良者のための別室の活用
- (2) 避難者の健康状態の適宜確認（受付時、避難生活時）
- (3) 避難所内の十分な換気の実施
- (4) 避難者同士が十分な距離をとる

2 感染症対策用品の整備

市町村は、以下の感染症対策用品の整備に努めるものとする。

- (1) 非接触型体温計、消毒液、サージカルマスクなどの体調不良者対応用品
- (2) 段ボールベッド、プライベートテントなどの飛沫感染防止用品
- (3) 体温計、足踏み式ごみ箱などの衛生環境対策用品

3 避難所の確保

市町村は、新型コロナウイルス等感染症流行時には、避難者の受入が不足するおそれがあるため、可能な限り多くの避難所を確保するものとする。

第3節 住民への普及啓発等

県及び市町村は、住民に対して、避難時に係る感染症対策のための知識等の普及啓発等に努めるものとする。

1 避難する前

- ・住民一人ひとりが、自身の健康状態を確認するとともに、既に体調不良の場合は市町村に事前相談すること
- ・安全が確保されている近隣の親戚・知人宅への分散避難も検討すること
- ・可能な限り、必要な備蓄品は持参すること（食料・水、マスクなど）

2 避難の受付時

- ・住民一人ひとりが、自身の健康状態を申告すること

3 避難所での生活期間中

- ・基本的な衛生対策を徹底すること（マスク着用、手洗い、咳エチケットなど）
- ・避難者同士が十分な距離をとること（概ね2m）
- ・体調不良の場合は、避難所運営責任者等に報告すること

第4節 自宅療養者の対策等

県等は、新型コロナウイルス感染症等の感染状況等によっては、自宅療養者が生じるケースも想定されることから、平時から自宅療養者の被災に備えて、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者の居住地域の確認に努めるものとし、併せて、災害時等に感染を拡大させないよう自宅療養者の移動方法や自宅療養者への情報提供の方法等について、あらかじめ必要な対策を講じておくものとする。

また、市町村は、宿泊療養施設がひっ迫している場合等は、市町村が設営する避難所への避難の場合も想定されることから、あらかじめ感染防止対策等について対策を講じるよう努めるものとする。

